

第2期 多賀町地域福祉計画

みんなの絆で支えあう
安心と温もりのある福祉のまち



平成31 (2019) 年3月

多賀町

はじめに



本町では、平成 26 年 3 月に『みんなの絆で 誰もが安心して暮らせる 温もりのある福祉のまち』を基本理念とする「多賀町地域福祉計画」を策定し、地域福祉への理解を一層深め、町、社会福祉協議会、自治会、地域活動団体、ボランティア、学校、事業所等のさらなる連携強化による地域力の向上に向けて、住民の皆さまとともに取り組んできました。

一方で、人口減少や少子化・高齢化といった人口問題を背景として、地域の支えあいの力の低下、ひいては社会的孤立等による福祉課題を抱えていながら必要な支援につながらない世帯の増加等が危惧されており、地域福祉の推進が今後さらに重要になると考えられます。

こうした流れは全国的にも顕著となっており、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の概念とともに、社会福祉法の改正など、その実現に向けた様々な方向性が国から示される中で、地域福祉に求められる役割はこれまで以上に大きくなっているといえます。

こうした状況を踏まえ、本計画の推進を通じて、『みんなの絆』をキーワードに、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体等すべての人たちが参画し、地域のつながりの中でより良い取り組みを行うため、「第 2 期多賀町地域福祉計画」を策定しました。

本計画の推進に向けては、住民の皆さまをはじめとした多様な主体が、互いの絆を強め、それぞれの力を最大限に発揮していただくことが不可欠です。

安心と温もりのある福祉のまちの実現に向けて、つながり、支えあう地域福祉をめざし、住民の皆さまのさらなるご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力賜りました地域福祉計画策定委員会の皆さまはじめ、住民アンケート等様々なご協力を賜りました住民の皆さま、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、地域福祉の推進にご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

多賀町長 久保久良

目次

総論	1
第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画策定の背景.....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 地域福祉計画とは.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 多賀町の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1 統計データ等からみる現状と課題.....	8
2 アンケート調査からみる現状と課題.....	11
3 第1期多賀町地域福祉計画の評価.....	15
4 地域の福祉資源等.....	18
5 本計画で取り組むべき重点課題.....	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念.....	21
2 計画の基本目標.....	22
3 施策の体系.....	23
計画編	25
第1章 施策の展開	27
基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成.....	27
基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり.....	31
基本目標3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備.....	36
多賀町自殺対策計画.....	43
第2章 計画の推進体制	47
1 計画の推進による地域共生社会実現のイメージ.....	47
2 計画の推進体制.....	49
3 計画の進行管理.....	50
資料編	51
1 計画策定の経過等.....	53
2 基礎調査結果の詳細.....	55

総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

国全体で人口減少や少子化・高齢化が進展する中で、価値観や生活習慣の多様化、核家族化等が進行しています。そうした中で、コミュニティ¹意識も希薄化し、身近な生活課題を家族や近隣同士で解決することのできる関係性が薄れ、伝統的な「家庭や地域の“支えあい”の力（＝地域の福祉力）」の低下が顕著となっています。

その結果、社会的孤立、8050問題²やダブルケア³といった複合的な課題を抱えた世帯の増加等、生活不安・ストレスを抱える人が増加・拡大し、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な、新たな福祉課題が表出しています。

また、高齢化や若者の減少、コミュニティ意識の希薄化は、こうした新たな福祉課題に対応するための地域の担い手の不足にも拍車をかけ、その結果として、さらなる福祉課題を生み出すという、負の連鎖ともいえる状況をつくりだしています。

本町においては、平成25年9月末時点で、高齢化率が30.3%と県内で最も高いという状況の中、平成26年3月に、地域の様々な福祉課題の解決に向けて、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働⁴の仕組みづくりの確立と推進を図るため、「多賀町地域福祉計画」を策定し、その取り組みを進めてきたところです。

そうした中で、国は平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置するとともに、これまで高齢者支援として推進してきた、分野・主体間を超えた連携による支えあいの仕組み「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく地域に暮らすすべての人が丸ごと支えあえる仕組みとして深化・進化させる方針を示す等、すべての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けて動き出しました。

さらに、平成30年4月施行の改正社会福祉法により、地域福祉計画において地域共生社会の実現に向けた取り組みを示すこと、また福祉分野の各種個別計画の上位計画として位置づけること等が明確化されています。

本町においても、「多賀町地域福祉計画」の計画期間が満了となる中で、こうした社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に本町の地域福祉を推進し、本町で暮らすすべての住民が絆を強め、互いに支えあい、安心と温もりのある福祉のまちをめざし、「第2期多賀町地域福祉計画」を策定するものです。

なお、市町村自殺対策計画策定の義務化や本町における自殺発生状況を踏まえ、地域での予防対策を行うための「多賀町自殺対策計画」を本計画の中に定め、『だれも自殺に追い込まれることのない多賀町の実現をめざして』地域福祉計画と一体的に推進することとします。

¹ 一定の地理的範囲に居住し、地域性と共同意識を持つ人々の集合体のこと。

² ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。

³ 子育てと親の介護を同時に行うこと。

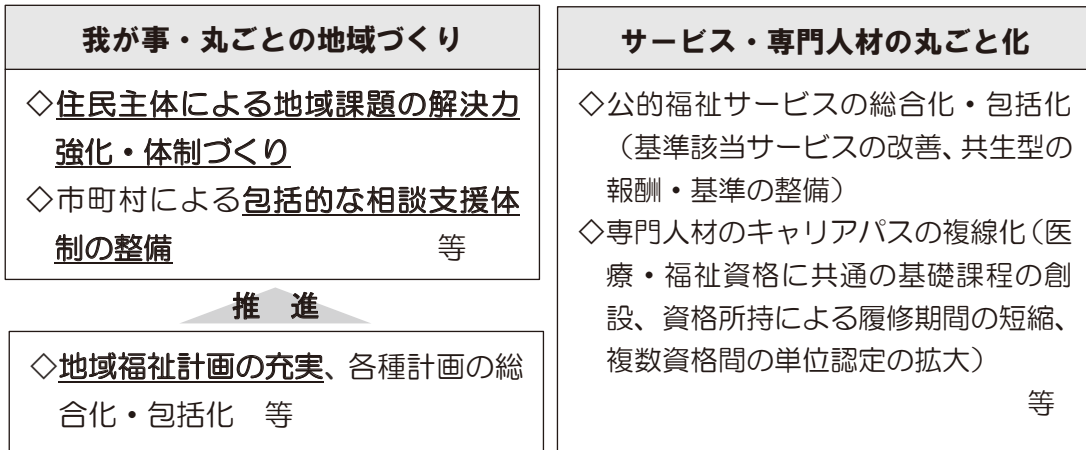
⁴ 住民や地域団体、行政等が相互の自主性・主体性を尊重し、相互理解と役割・責任分担のもとに、共通の目的・目標に向かい連携・協力し、相乗効果を上げていくこと

2 地域福祉とは

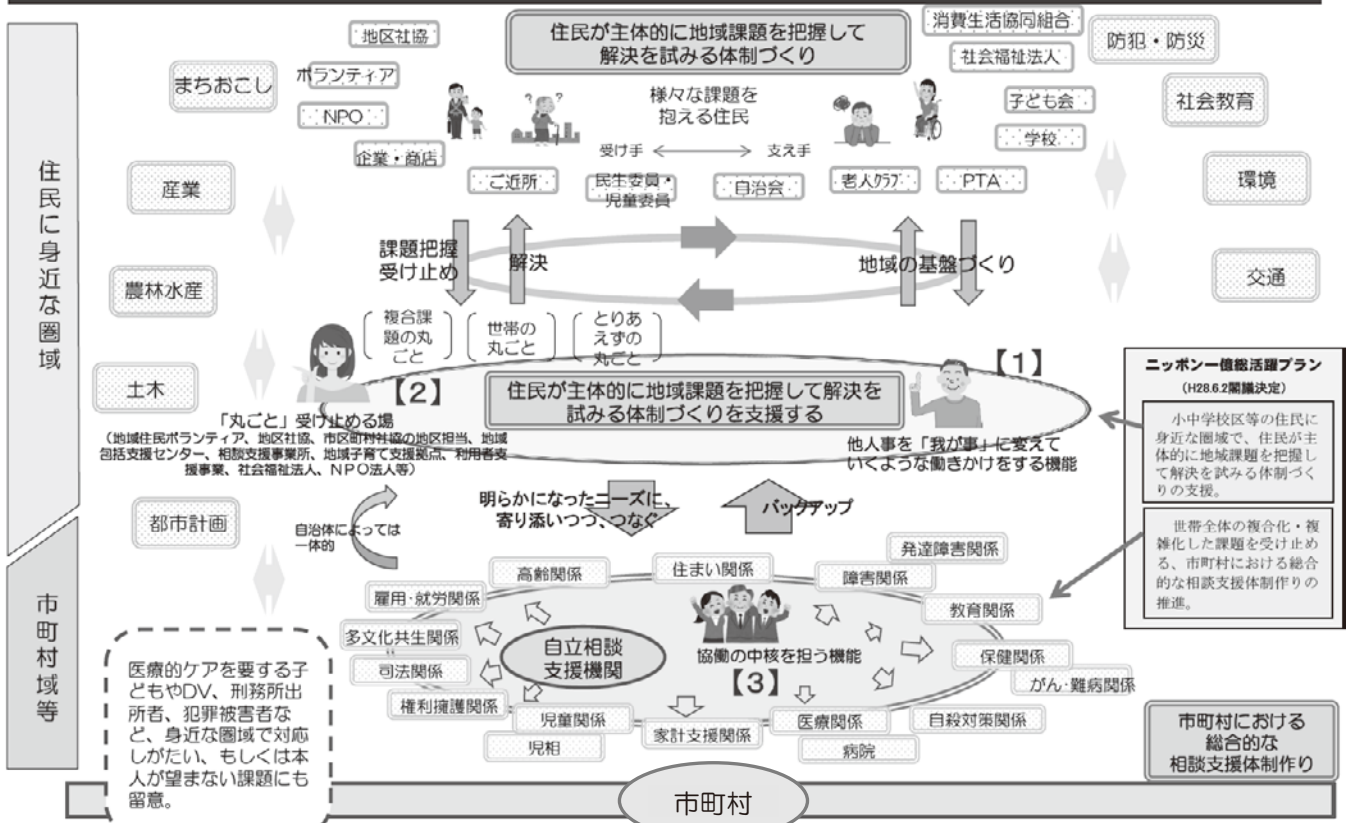
(1) 新たな上位概念となる地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉
 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

「地域共生社会」実現の推進イメージ



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



※厚生労働省資料「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」より

（２）地域福祉の考え方

地域福祉とは、本町で暮らすすべての人が絆を強め、支えあい、安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO⁵、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力しあい、助けあうことのできる地域社会を築いていこうとする取り組みや仕組みづくりのことであり、地域共生社会や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものです。

また、地域福祉は、地方自治や住民自治を根本的な要件とし、地域福祉の実践を通じて、こうした自治の力や地域の力を高めていく切れ目のない取り組みであると考えられます。

（３）地域福祉における地域の考え方

地域福祉における「地域」の範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

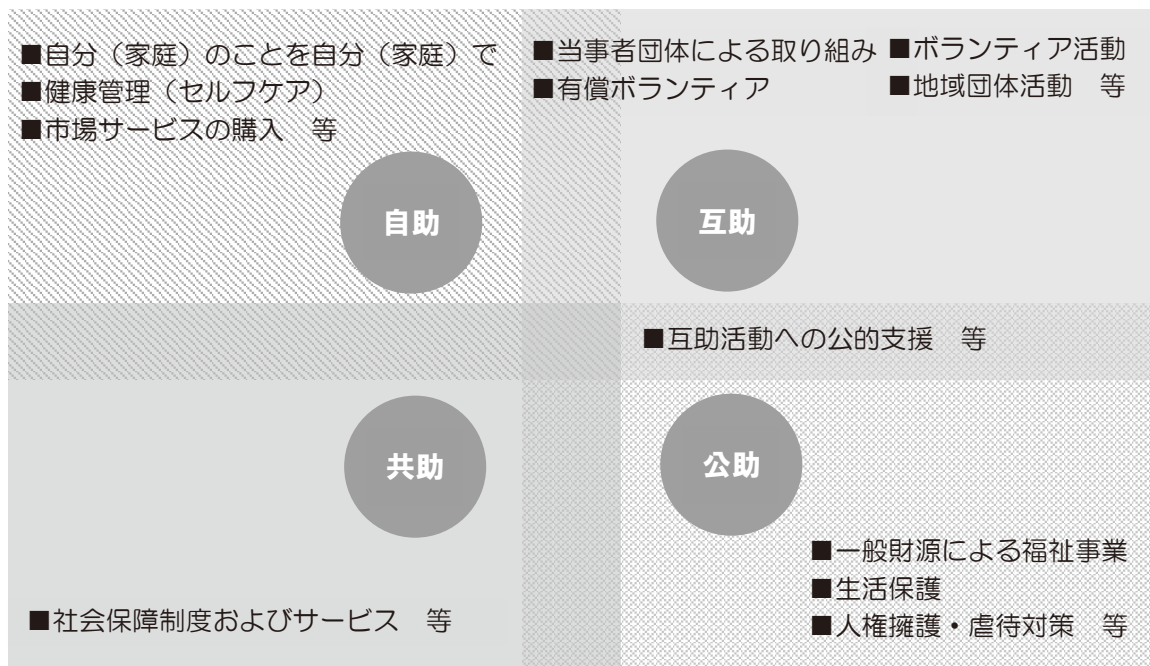
そのため、その具体的な範囲は、「隣近所」「集落・字単位」「小学校区単位」「多賀町全体」と、その取り組みの目的や内容によって柔軟に変化させることが可能です。

なお、本計画は、「多賀町全体」における地域福祉の取り組みの方向性等を示すものです。

（４）地域福祉推進の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助＝個人・家庭の取り組み」「互助＝地域の取り組み」「共助＝社会保障制度等」「公助＝行政の取り組み」を基本として、地域における多様な主体が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくることが重要になります。

<参考：地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助>



⁵ Nonprofit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

3 地域福祉計画とは

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、平成 12 年の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

策定主体	多賀町
根拠法	社会福祉法第 107 条
計画の性格	すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画

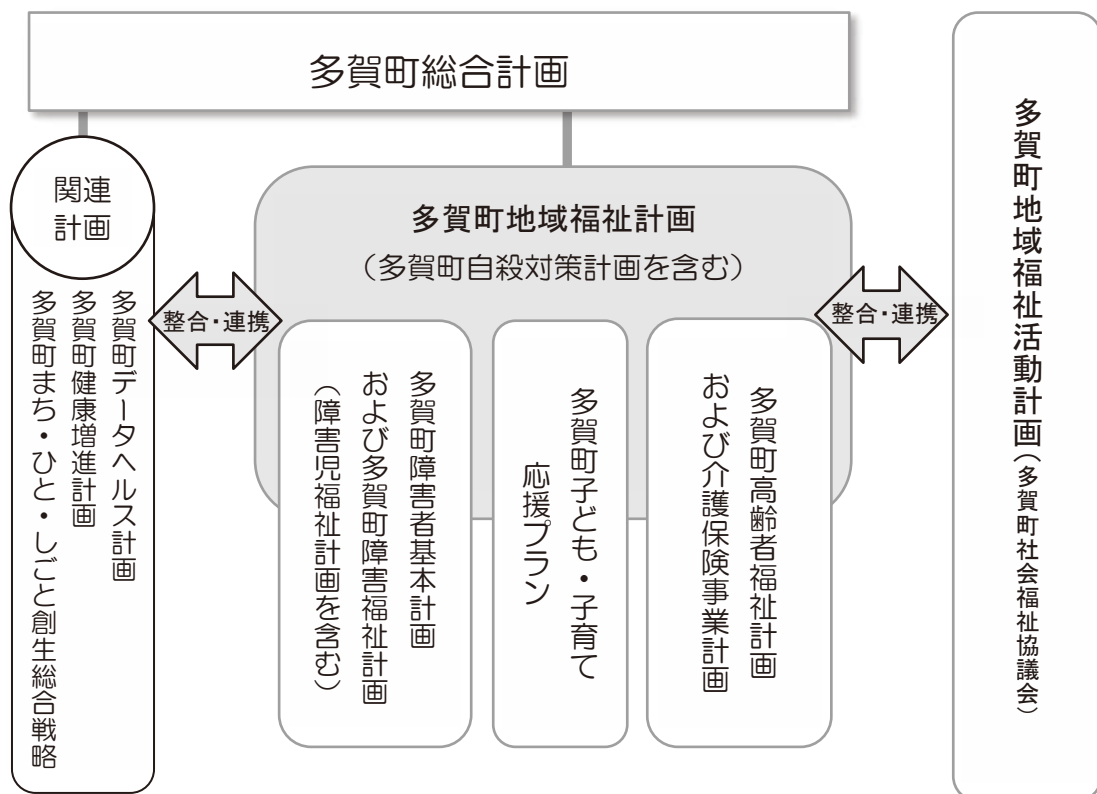
なお、本計画の中に定める「市町村自殺対策計画」は、平成 28 年 4 月の改正自殺対策基本法の施行に伴い、すべての都道府県と市区町村に策定が義務づけられたものです。また、国の策定の手引きにおいては、策定にあたって地域福祉計画等との調和を図る必要性が指摘されるとともに、同計画の一部として策定することが可能であることが示されています。

(2) 町の関連計画等との関係

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法により、地域福祉計画は福祉分野の各種個別計画の上位計画として位置づけられています。

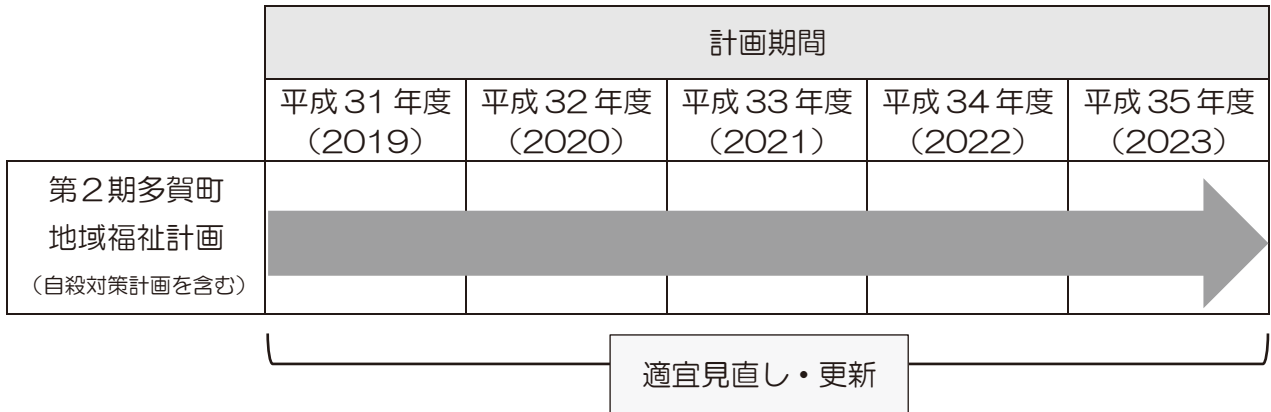
また、多賀町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図るとともに、相互に連携した取り組みを進めていきます。

【多賀町地域福祉計画と町の関連計画等との関係】



4 計画の期間

この計画の期間は平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

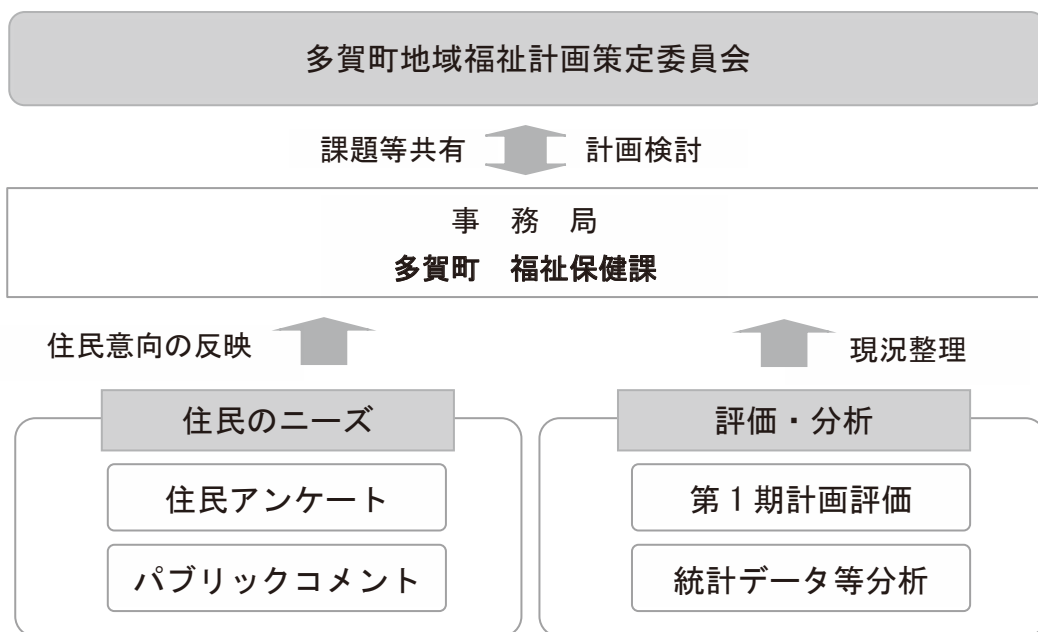


5 計画の策定体制

各種団体の代表等で構成する「多賀町地域福祉計画策定委員会」において、多賀町の現状と課題から地域福祉の推進に向けた基本理念・基本目標、施策の方向性など、計画の内容について検討しました。

また、計画の検討にあたっては、住民アンケート（平成 30 年8月1日～13日）やパブリックコメント⁶（平成 31 年2月 18 日～3 月4日）を実施し、住民のニーズや意向を把握するとともに、第1期地域福祉計画の施策の進捗度等の評価や、本町に関する統計データ等の分析を行い、策定委員会と共有しました。

【計画策定体制】



⁶ 行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。

第2章 多賀町の地域福祉を取り巻く現状と課題

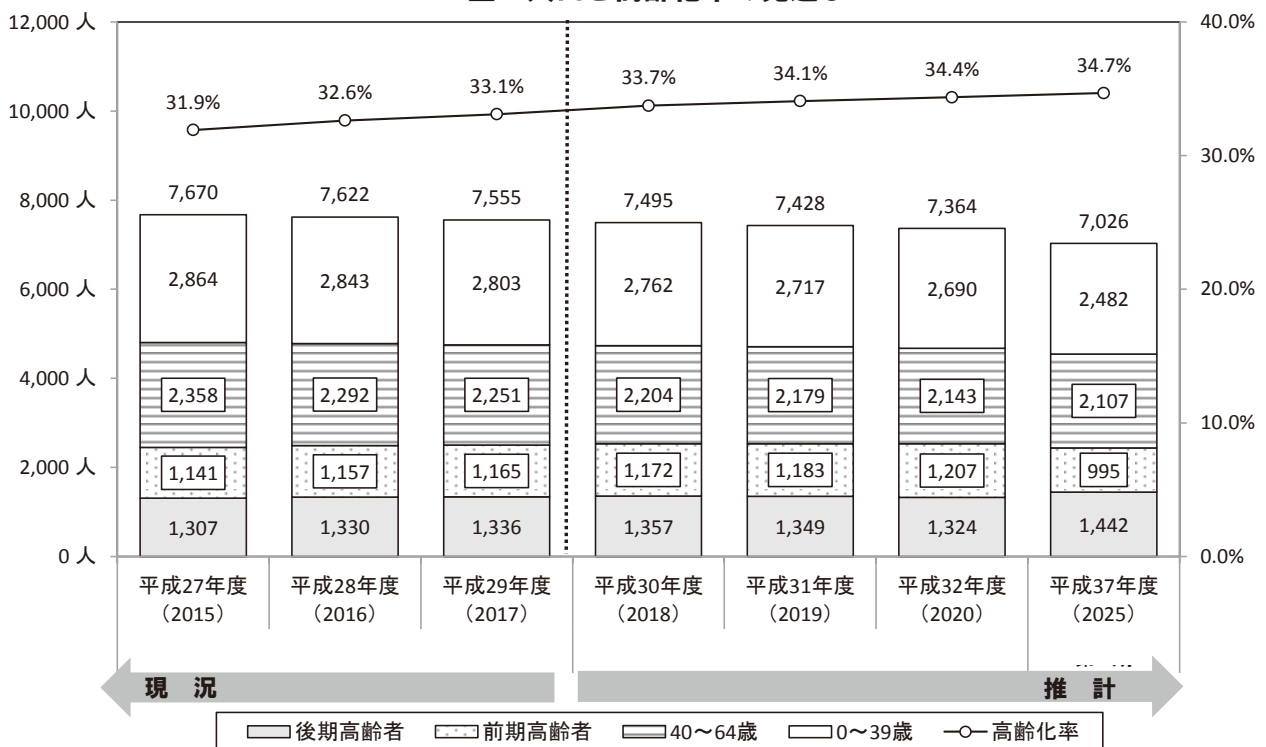
1 統計データ等からみる現状と課題

課題1 人口減少および高齢化への対応

多賀町においては全国や滋賀県と比較して高齢化率が非常に高く、生産年齢人口比率が低くなっており、今後も高齢化のさらなる進展が想定されます。また、大字多賀やその周辺を除いて、今後も過疎化が進行することが予想されます。

こうした人口の規模や構造を踏まえた地域活動のあり方や、行政や営利企業では提供が困難な各種サービス等を含めた地域における支えあいの仕組みの検討、また、そうした活動や取り組みを地域住民が行う際に必要な公的な支援について、今後も検討が求められます。

■ 人口と高齢化率の見通し



※資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）
 ※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

課題2 要介護（要支援）認定者⁷の増加抑制と元気な高齢者の活躍促進

全国・滋賀県においては認定者率がほぼ横ばいで推移している一方で、多賀町は減少傾向となっており、平成26年以降の認定者率の水準は全国・滋賀県よりも低くなっています。一方で、要介護2以上の比較的重度の認定者数が増加しており、今後の介護サービス等の需要のさらなる増加、ひいては介護保険料の増大が懸念されます。

⁷ 介護保険法による介護を要する状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定に認定された人のこと。

今後、高齢化がさらに進むことが想定される中で、高齢者の健康寿命⁸の延伸は、こうした介護保険料の抑制につながります。またそれ以上に、元気な高齢者の存在やその活躍は、地域の貴重な人的資源として重要です。

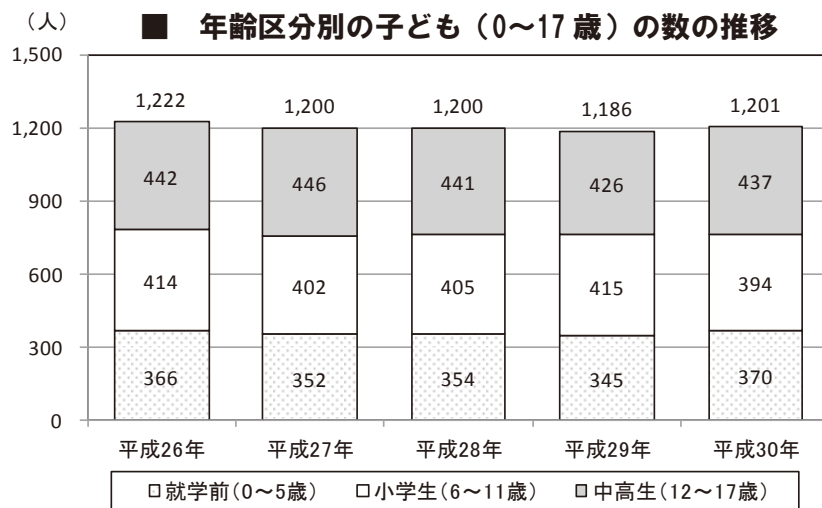
健康寿命延伸を含めた介護予防への地域における取り組みを推進するとともに、元気な高齢者が様々な活動を積極的に行える仕組みが必要です。

課題3 子どもの数の維持と地域活動の担い手としての育成

国全体で子どもの数の減少が問題となっている中で、多賀町においては平成27年以降、子どもの数は維持されている状況です。

こうした子どもや子育て世帯を支える様々な子育て支援策は、現在いる子どもへの対応策というだけでなく、さらなる出生数の増加や子育て世帯の転入促進・転出抑制といった視点からも重要となります。

また、子どもたちが将来の地域の担い手として活躍できるよう、小さなうちから地域の様々な活動に関わり、地域で支えあう取り組みを楽しめるような仕組みを検討することが必要です。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

課題4 子どもの貧困への対応

公立小中学校児童生徒総数が減少する一方で、準要保護児童生徒⁹数については増加傾向となっています。

家庭の経済的な格差が学力の格差や学習機会の喪失、ひいては子どもの成長そのものに関わってくる可能性があるとして指摘されている中で、就学援助等の経済的支援の継続は重要です。

また、こうした援助の申請にいきつくことのできない子どもや子育て家庭が存在する可能性を踏まえ、その発見につながる地域の見守りネットワークが重要になります。

⁸ 日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

⁹ 生活保護を受けるほどではないものの、それに準じる程度に困窮している世帯に属する児童生徒のこと。

課題5 生活困窮・自殺防止へ向けた対応

多賀町においては、生活保護受給者数、受給世帯数が過去5年間で増加傾向となっています。また、自殺については数値として増加はしていないものの、一定の割合で発生している状況です。

■ 自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
多賀町	自殺者数	2	3	1	0	1
	自殺死亡率	25.71	28.56	12.97	-	13.15
【参考】全国の自殺死亡率		21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
【参考】滋賀県の自殺死亡率		22.05	18.22	17.38	15.99	14.86

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

地域や社会における経済的格差は自殺の要因の一つといわれています。また、社会的つながりが希薄なため周囲にSOSを発信できない状況は、生活困窮と自殺の発生に共通する要素であるといえます。

生活困窮の状況にある世帯等を早期に把握し、より深刻な状況に陥る前に問題解決を図ることが、課題4で記述した子どもの貧困対策、すなわち貧困の連鎖を断ち切ることにもつながることからも、地域における見守りネットワークや、つながりの醸成を促進する取り組みが求められます。

課題6 障がいのある人等への支援のあり方の検討

多賀町における障がい者手帳所持者の数は増加傾向にあり、特に過去5年間の変化率で見ると、精神障がい者手帳所持者は増加の割合が高くなっています。

全国的に、身体障がいについての理解は進んでいるものの、知的障がいや精神障がいに関する理解は十分に進んでいないといわれています。

障がいのある人もない人も、だれもが生まれ育った住み慣れた地域で共生できるように、道路や設備といったハード面のバリアフリーだけでなく、防災訓練等、様々な地域の活動をだれもが参加しふれあえる機会として活用するなど、地域における理解を促進することが求められます。

また、平成29年の介護保険法の改正に伴い、従来は高齢者・介護施策の中の仕組みとして制度化された“地域包括ケアシステム”についても、その対象者を必ずしも高齢者に限定せず、障がいのある人や子ども・子育て家庭等にも拡大する形で、地域共生社会実現のための仕組みとして再定義されています。これからの地域福祉を考える上では、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談や支援を行うことを見据えた新たな地域包括ケアシステムの位置づけや、その土台となる地域全体で支える力を再構築することが求められます。

2 アンケート調査からみる現状と課題

(1) 調査の概要

多賀町在住の20歳以上の方を対象に、生活全般にわたる現状や課題、地域福祉に関わる活動への参加状況などを把握し、計画づくりにあたっての基礎的な資料として活用するために実施しました。

項目	内容
調査地域	多賀町全域
調査対象	町内在住20歳以上の住民800人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年8月1日～8月13日
配布・回収状況	配布数：800票 回収数：329票（うち有効票325票） 回収率：41.1%

(2) アンケート調査結果からみる課題

調査結果については、「調査結果からみる個別課題」「支えあい活動の成果・資源の活用」という2つの視点でとりまとめています。

【調査結果からみる個別課題】

世代間の支えあい意識の差

★全般的に若い世代ほど支えあいや福祉に対する関心が低い。

- 福祉への関心度は、年齢が低いほど『関心がない』の割合が高い。
- 地域で生活課題を抱えている人の認知状況は、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向。
- 地域で災害発生時に気になる人の有無は、“20～39歳”のみ、「いる」と並んで「知らない」の割合が最も高い。
- 多賀町社会福祉協議会（社協）の認知状況は、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向。

世代間の支えあい活動の差

★全般的に若い世代ほど近所づきあいも希薄で、支えあい活動の参加には消極的。一方で、受け入れる側の問題についての指摘もみられる。

- 近所・地域の人に助けられた・支えられた経験は、“20～39歳”で「わからない」の割合が最も高い。
- 近所の人との付き合いの程度は、年齢が低くなるほど「あいさつをする程度」の割合が高い。
- 地域活動の参加状況で「活動したことがない」は、“40歳以上”の1～2割に対し“20～39歳”では5割以上。
- ボランティア活動の参加状況は、年齢が低いほど「参加したことがない」の割合が高い。
- 自由意見で「新しい役員の人たちが新しい感覚で良い発想を出してもなかなか取り入れてもらえない現実がある」という意見あり。

今後の支えあいに関する世代間の意識の差

★世代によって重要視している内容が異なることを踏まえ、相互の理解促進とともに、それぞれの特性を活かして支えあいの取り組みを活発にする視点が必要。

- 福祉の理解を深めるために必要な機会は、“20～64歳”では「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」、「65歳以上」では「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」の割合がそれぞれ最も高い。
- 身近な地域の課題に対して、住民ができることは、年齢が低いほど「共働き家庭の子育て支援」「母子・父子家庭の子育て支援」「乳幼児期の子育て支援」などの割合が高く、年齢が高いほど「高齢者世帯の生活支援」の割合が高い。
- 自由意見で「高齢者が若者を見守り、支えるという考えを持てる機会をつくり、そうした高齢者を日頃から身近に感じられるような環境を、様々な角度から考えてつくってもらいたい」という意見あり。

世代間の福祉関連情報入手方法の差

★支えあい意識の向上、福祉の理解促進、活動の促進に向けて、世代に応じた情報発信の強化が必要。

- 福祉について知りたい情報は、“40～64歳”で「困った時「どこに相談したらいいか」わかる情報（相談機関・相談窓口情報）」が、他の年齢層では「自分や家族が利用できる「福祉サービス」に関する情報」の割合が最も高い。
- 福祉サービスに関する情報の入手先は、年齢が低いほど、「インターネット（パソコン・携帯電話等）」の割合が、年齢が高いほど、「集落（字）の回覧板・掲示板等」「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」などの割合がそれぞれ高くなる。
- 自由意見でも「住民にできることがあれば積極的に町（行政）から発信して住民が動いていけるといい」という意見がみられる。

社会福祉協議会について

★社会福祉協議会は、住民の地域福祉の実際の活動を牽引する役割を担っている中で、そうした役割も含めた住民のさらなる理解促進に向けた取り組みが必要。

- 困った時の相談相手は、「社会福祉協議会の相談窓口」の割合については3.1%と「役場の窓口」などと比較して低い。
- 多賀町社会福祉協議会の認知状況は、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向。
- 多賀町社会福祉協議会が積極的に取り組むべき事柄は、「地域の支えあい、見守り活動」が最も高い。
- 多賀町社会福祉協議会への意見・要望は、「情報発信」に関する意見が最も多い。
- 福祉サービスに関する情報の入手先は、「社会福祉協議会」の割合は13.2%と、「役場」などと比較して低い。

生活課題	<p>★<u>買い物や移動といった生活課題は、生活に不便⇒若者を中心とした転出加速⇒人口減少⇒さらなる利便性の低下、といった負の連鎖につながることから、行政・地域が一体となった解決方法の検討が必要。</u></p> <p>○多賀町に住み続けたくない理由は、「お店が少なく買い物などに不便だから」、「交通の便が悪いから」の割合が特に高い。</p> <p>○日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることは、前回調査と比較すると、「買い物や通院など「外出の不便さ」」の割合が、他の選択肢と比べ大きく増加。</p> <p>○助けが必要なときにほしい地域の支援は、年齢が高いほど「買い物の手伝い」の割合が高い。</p> <p>○自由意見においても、「多賀にスーパーマーケットがほしい」など、買い物に関する意見が多くなっている。また、「子育て世代を誘致しても、衣食住の生活の基礎である衣食の部分のバランスが悪く、他の市町へ行かなければならない」といった意見もみられる。</p>
災害対策	<p>★<u>災害に対する住民の意識が高まっている一方で、災害の備えに対する考え方など、世代による意識の差がみられる。災害に対する意識の高まりを一つの機運として、地域の支えあい活動の活性化につなげていく視点も重要。</u></p> <p>○日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることは、前回調査と比較すると、「「災害」への備え」の割合が、他の選択肢と比べ大きく増加。</p> <p>○助けが必要なときにほしい地域の支援は、「災害時の手助け」の割合が最も高く、次いで「安否確認の声かけ」となっている。</p> <p>○地域で災害発生時に気になる人の有無は、「いる」が5割以上。</p> <p>○災害時の備えで重要なことは、“20～39歳”では「避難所・避難経路・備蓄等の適切な確保」、 “40～64歳” “75歳以上” で「家族や隣近所で話しあっておくなど自主的な災害への備え」、 “65～74歳” で「日常の付き合いなど近隣・地域での住民同士の関係づくり」がそれぞれ最も高い。</p>
行政の活動	<p>【支えあい活動の成果・資源の活用】</p> <p>★<u>相談窓口や福祉サービスの情報の入手先として、行政がこれまでの活動の中で、一定の役割を果たしていることがわかる。今後もさらなる取り組みの強化が求められる。</u></p> <p>○困った時の相談相手は、「家族・親戚」「友人・知人」を除くと、「医師・看護師」に次いで、「役場などの相談窓口（地域包括支援センター¹⁰を含む）」の割合が高い。</p> <p>○福祉サービスに関する情報の入手先は、「役場（広報たが、町ホームページ等）」の割合が最も高い。</p>

¹⁰高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業および指定介護予防支援業務を実施するために設置される機関。

潜在的な担い手の活用

★住民の多くは福祉に対する関心が高く、支えあいに対する対応の意向もみられることから、現在支えあいの活動をしていない方の中にも潜在的な担い手がいると考えられる。そうした担い手の掘り起こしに向けては、対応方法の周知なども効果的であると考えられる。

- 福祉への関心度は、『関心がある』が84.6%と割合が高い。
- 支援を必要とする人の支え方については、「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が62.5%で最も高い。
- 助けを求められた時の対応については、『対応したい』が79.0%と割合が高い。
- 助けを求められた時に助けたくない理由は、「対応の方法がわからず不安だから」の割合が最も高い。
- 福祉を担う主体についての考えは、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が最も高い。
- 地域で生活していくために住民のひとりとしてできることは、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が最も高い。
- 自由意見においても、支えあい活動に関する意見が多い。

若い世代の参加促進

★若い世代の支えあい活動への参加のきっかけとして、特に関心の高い子ども・子育てに関する取り組みを活用することも有効。また、就労している世代の活動参加が困難な状況への対応としては、子どもの頃から福祉に関わる状況をつくり、支えあい活動を日常化することで、子どもたちが就労する世代になった時にも自然に活動を続けていけるようにするという視点も重要。

- 関心のある福祉の分野は、年齢が低いほど「子どもに関する福祉」の割合が高く、“20～39歳”で8割を占める。
- 福祉の理解を深めるために必要な機会は、“20～64歳”では「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」の割合が最も高い。
- 今後、参加したい福祉活動については、“20～39歳”で「子育てに関する活動」の割合が最も高い。
- 助けが必要なときにほしい地域の支援は、年齢が低いほど「子どもの短時間の預かり」の割合が高い。
- 身近な地域の課題に対して、住民ができることは、年齢が低いほど「共働き家庭の子育て支援」「母子・父子家庭の子育て支援」「乳幼児期の子育て支援」などの割合が高い。
- 地域で生活していくために住民のひとりとしてできることは、“20～39歳”で「学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する」の割合が、他の年齢層に比べ高い。

3 第1期多賀町地域福祉計画の評価

第1期多賀町地域福祉計画に掲載された取り組みの進捗状況を把握するために、関連各課による評価をとりまとめました。

(1) 評価の手法

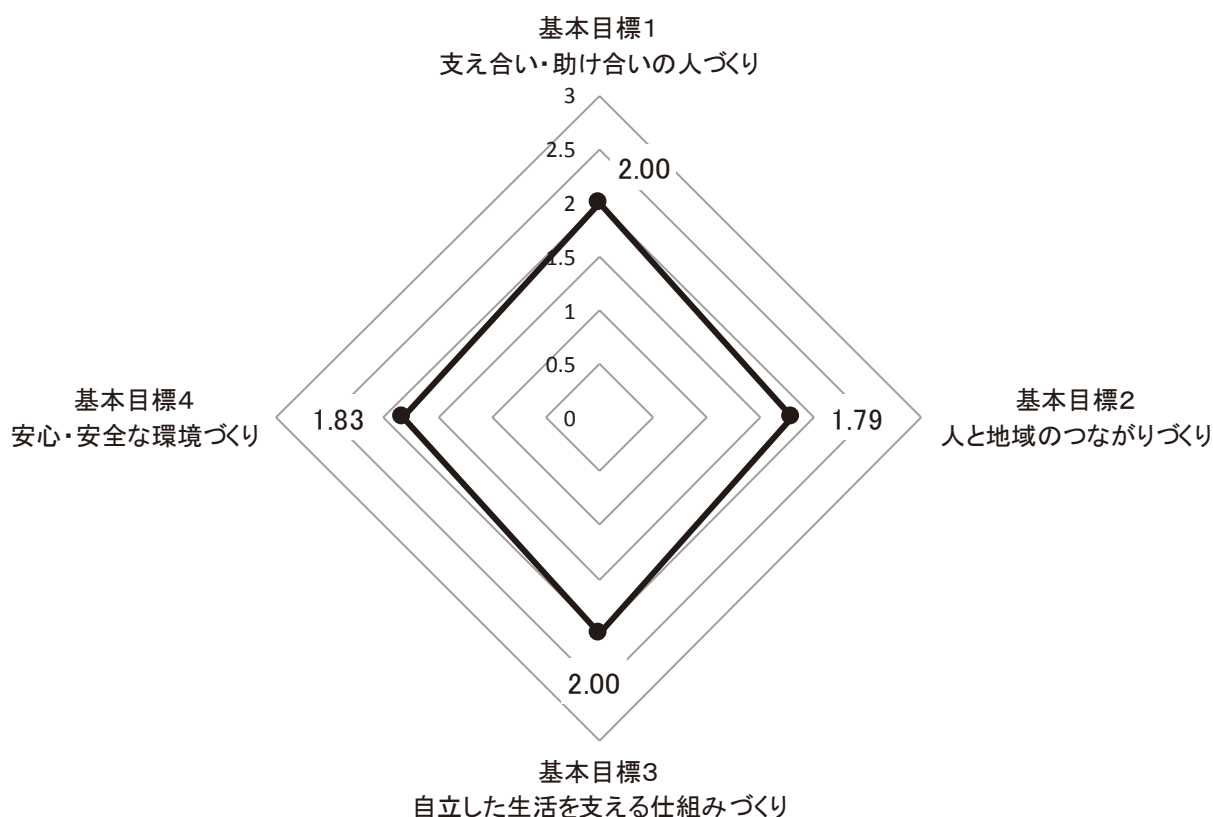
評価にあたっては、個別の取り組みを3つの評価基準で点数化(「計画通りに実施=3点」「一部、実施した=1点」「実施していない=0点」)するとともに、基本目標・基本方向といったより上位の枠組みで平均値を算出し、比較を行っています。

(2) 基本目標、基本方向の評価

計画全体の評価の平均値は1.91(「計画通りに実施」と「一部、実施した」の中間的な水準)となっています。

基本目標の評価としては、「基本目標1 支え合い・助け合いの人づくり」「基本目標3 自立した生活を支える仕組みづくり」の平均値が2.00と良い評価となっており、「基本目標4 安心・安全な環境づくり」が1.83、「基本目標2 人と地域のつながりづくり」が1.79となっています。

<基本目標ごとの評価>



また、基本方向の評価としては、「3-(4) 質が高く利用しやすい福祉サービスの提供体制づくり」平均値が 2.50 と最も良い評価となっている一方で、「2-(2) 地域での孤立を防ぐ見守り体制づくり」については、本評価で唯一の「実施していない」取り組み（青少年のひきこもり¹¹への対応・支援）が含まれていることもあり、平均値 1.25 と最も良くない評価となっています。

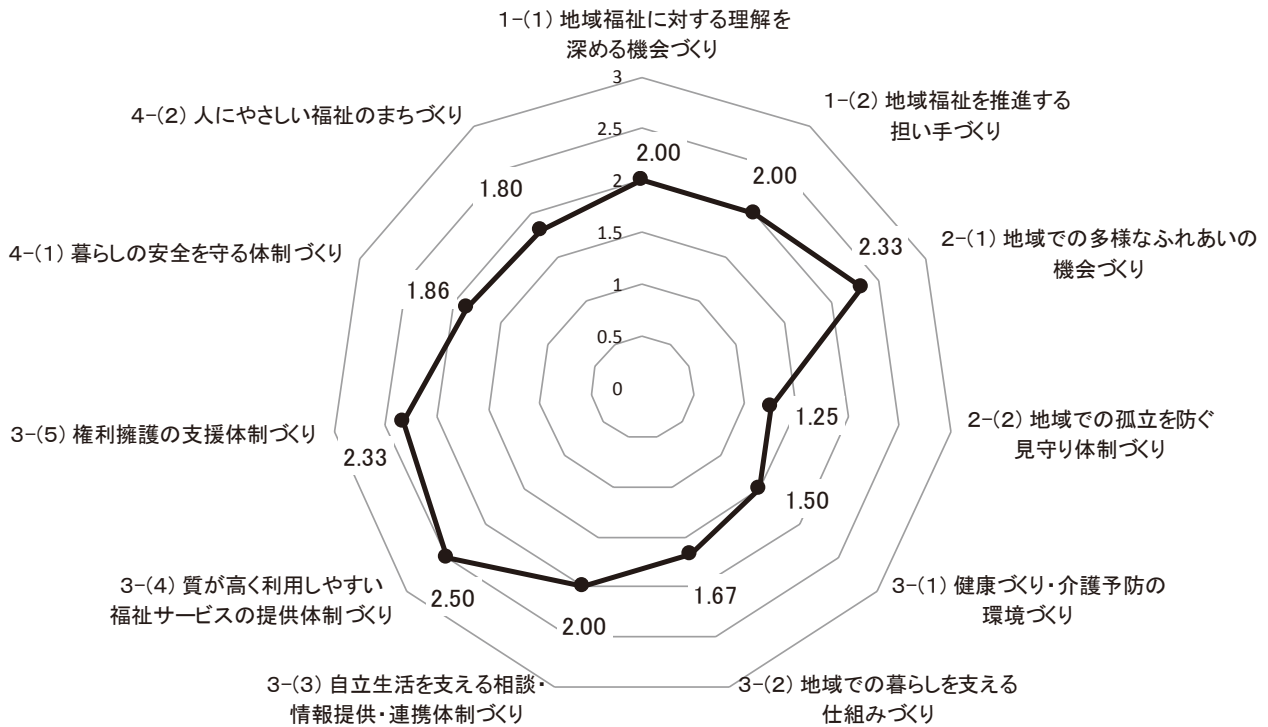
基本目標／基本方向	評 価			平均値
	3 計画通りに実施	1 一部、実施した	0 実施していない	
基本目標1 支え合い・助け合いの人づくり	4	4	0	2.00
(1) 地域福祉に対する理解を深める機会づくり	2	2	0	2.00
(2) 地域福祉を推進する担い手づくり	2	2	0	2.00
基本目標2 人と地域のつながりづくり	3	6	1	1.79
(1) 地域での多様なふれあいの機会づくり	4	2	0	2.33
(2) 地域での孤立を防ぐ見守り体制づくり	1	2	1	1.25
基本目標3 自立した生活を支える仕組みづくり	9	9	0	2.00
(1) 健康づくり・介護予防の環境づくり	1	3	0	1.50
(2) 地域での暮らしを支える仕組みづくり	1	2	0	1.67
(3) 自立生活を支える相談・情報提供・連携体制づくり	2	2	0	2.00
(4) 質が高く利用しやすい福祉サービスの提供体制づくり	3	1	0	2.50
(5) 権利擁護 ¹² の支援体制づくり	2	1	0	2.33
基本目標4 安心・安全な環境づくり	5	7	0	1.83
(1) 暮らしの安全を守る体制づくり	3	4	0	1.86
(2) 人にやさしい福祉のまちづくり	2	3	0	1.80
合 計	21	26	1	1.91

※平均値が高いほど良い評価となる

¹¹ 様々な要因によって社会的な参加の場面が狭くなり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期に渡って失われている状態

¹² 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

<基本方向ごとの評価>



(3) 「一部、実施した」「実施していない」取り組みの次期計画への反映の考え方

「一部、実施した」「実施していない」評価となった取り組みについては、「本計画が中心となる取り組み」と、「町の他の計画等が中心となる取り組み」に分類が可能です。

「本計画が中心となる取り組み」については、今後の展開を検討していくことが必要となります。

また、「町の他の計画等が中心となる取り組み」については、計画への記載の有無も含めて、地域福祉の取り組みとしてどのように進めていくかを検討することが必要となります。

【「実施していない（評価＝0点）」取り組みの概要】

町の取り組み	主な取り組みおよび課題
1-(2) 地域での孤立を防ぐ見守り体制づくり	
青少年のひきこもりへの対応・支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇18歳未満の児童生徒および保護者に対して、不登校支援や非行防止に関する支援を行った。 ◇表面化することが少ないひきこもりについては、専門知識が必要とされるが、町独自の窓口は設置できていない。

4 地域の福祉資源等

(1) 町内の主な福祉関連施設

子ども・子育て関連施設	
多賀幼稚園（久徳）	多賀ささゆり保育園（多賀）
大滝たきのみやこども園（富之尾）	多賀町放課後児童クラブ（多賀）
子ども家庭・応援センター（多賀）	子育て支援センター（多賀、富之尾）
高齢者関連施設	
犬上ハートフルセンター（中川原）	多賀清流の里（佐目）
ファミリーステーション多賀（敏満寺）	
高齢者生きがい空間施設「もんぜん亭」（多賀）	
フェイスフルホーム はぐくみ（多賀）	デイホーム ゆりの木 多賀（多賀）
障がい者関連施設	
杉の子作業所（多賀）	杉の子第2作業所（久徳）
保健・医療関連施設	
小菅医院多賀診療所（多賀）	大辻医院川相診療所（川相）
藤本歯科医院（多賀）	山口歯科医院（多賀）
教育関連施設	
多賀小学校（多賀）	大滝小学校（川相）
多賀中学校（多賀）	
文化関連施設	
あけぼのパーク多賀（四手）	ダイニックアストロパーク天究館（多賀）
スポーツ関連施設	
多賀町 B&G 海洋センター（多賀）	多賀町フィットネス&加チャ-センター（多賀）
滝の宮スポーツ公園（富之尾）	多賀勤労者体育センター（多賀）
多賀町民グラウンド（多賀）	多賀町民テニスコート（多賀）
大滝武道館（川相）	大君ヶ畑体育館（大君ヶ畑）
その他関連施設	
多賀町社会福祉協議会（多賀）	
その他行政関連施設	
多賀町役場（多賀）	川相出張所（川相）
清涼文化センター（敏満寺）	川相生活改善センター（川相）
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」（多賀）	
清涼ファミリーステーション（敏満寺）	新中央公民館「多賀 結の森」

※施設名の横の（ ）は所在地

※平成31年3月時点

(2) 町内の主な福祉関連団体等

社会福祉法人等	
社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会	多賀町民生委員児童委員協議会
公益社団法人 多賀町バレー人材センター	社会福祉法人 湖東会
社会福祉法人 達真会	社会福祉法人 杉の子会
当事者団体・PTA等	
多賀町子ども会連絡協議会	老人クラブ（各字）
多賀町手をつなぐ育成会	多賀町身体障害者更生会
多賀町PTA連絡協議会	
地域団体・ボランティアグループ等	
多賀町区長連絡協議会	福社会（各字）
多賀町赤十字奉仕団	多賀町健康推進協議会
多賀町福祉推進員連絡会	多賀町青少年育成町民会議
保護司会多賀分会	多賀町更生保護女性会
認知症キャラバン・メイト連絡会	学校支援ボランティア
多賀町遺族会	
子育てサークル パオパオ	子育て支援サークル たんぽぽ
特定非営利活動法人 多賀やまびこクラブ	特定非営利活動法人 モスグリーンEco

※平成31年3月時点

5 本計画で取り組むべき重点課題

統計データやアンケート調査結果から見出された地域の特性と課題、また現計画の評価や地域の資源等を踏まえ、本計画で取り組むべき課題を次のように3つの枠組みでまとめています。

<p>課題① 活動の担い手づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇今後、人口減少に伴い、高齢化がさらに進む見込み ◇元気な高齢者が様々な活動を積極的に行える仕組みが必要 ◇子どもたちが小さなうちから地域の様々な活動に関わり、地域で支えあう取り組みを日常化し、楽しめるような仕組みが必要 ◇若い世代ほど支えあい活動への参加に消極的である一方、子どもの福祉に対する関心は高く、子ども・子育てに関する取り組みを通じた支えあい活動への参加促進が求められる ◇アンケート調査結果の中で福祉活動に参加してもよいと考えている人がいることから、助けを必要としている方への対応方法の周知を進め、活動への参加を促進していくことが重要
<p>課題② 地域の多様なつながり、ネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇比較的重度の要介護の認定者数が増加傾向にあり、今後も介護保険料の増大が懸念される中で、介護予防も含めた多様な住民の活躍の機会・場づくりが必要 ◇アンケート調査結果から、各世代によって支えあいに関して重要視する内容が異なる中で、相互の理解促進を図る上でも、多様なつながりの機会・場づくりが求められる ◇住民の地域福祉の実際の活動を牽引する役割を担う社会福祉協議会を中心に、住民も含めた地域の多様な主体のつながりの形成が必要 ◇地域における孤立や自殺等のより深刻な事態を防ぐためにも、地域における見守りネットワークやつながりづくりが重要
<p>課題③ 多様な福祉課題に対応する福祉基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の支えあいの実現には、支える側に余裕があることも重要であり、基盤となる福祉サービスの充実や、権利擁護、生活環境整備等が重要 ◇災害に対する住民の意識が高まる中、支えあいの意識啓発、活動の参加促進の手段としても、地域の防災体制の構築が重要 ◇人口減少にもつながる、移動や買い物といった生活課題への対応は重要 ◇生活保護受給者数、受給世帯数、準要保護児童生徒数は増加傾向、経済的格差の拡大、子どもへの連鎖が懸念される ◇様々な活動への参加促進や、必要なサービスを必要な人が受けられるようにするためにも、世代に対応した情報発信・相談体制が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第1期多賀町地域福祉計画の期間（平成26年度～平成30年度）においては、地域のみんながともに新たなつながりを強くし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちを築いていくために、「みんなの絆で 誰もが安心して暮らせる 温もりのある福祉のまち」を基本理念として、様々な地域福祉の取り組みを推進してきました。

そうした中で国は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン¹³」において、人口減少や少子化・高齢化の進展等に伴う社会情勢の変化を背景に、新しい時代を見据えた保健・医療・介護・福祉計画策定の前提となる『地域共生社会の実現』の考え方を明示しました。

多賀町では、第1期多賀町地域福祉計画において「みんなの絆」をキーワードに、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体等すべての人たちが参画し、地域のつながりの中で取り組みを行うことを重要な視点としてきました。

これは、いわば地域共生社会実現のための取り組みを先取りしたものであるといえます。

こうした状況を踏まえ、多賀町の地域福祉活動の今後の取り組みの方向性は、第1期から大きく転換するのではなく、さらに発展させていくことが重要であると考えられることから、計画の基本理念は第1期計画の基本理念を発展的に継承し、次のように設定することとします。

【基本理念】

みんなの絆で支えあう
安心と温もりのある福祉のまち

¹³ 広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、という新たな経済社会システムづくりに挑戦するための計画

2 計画の基本目標

本計画の基本理念“みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち”の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成

本町の地域活動においては、高齢化の進展に伴う担い手の不足が課題となっています。

だれもが地域の担い手になるためには、住民が地域の問題を認識し、自らその問題解決の担い手として主体的に関わる意識を育むことが重要であり、それぞれの生活状況や世代に対応した幅広い住民の学習の機会が求められます。

学校における福祉教育¹⁴はもちろん、子どもに関する取り組みを活用した若い世代の参加促進、本町の大きな特徴である高齢化を逆手に取った元気な高齢者の活用など、多様な担い手育成に取り組んでいきます。

基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり

地域における支えあいを実現するには、地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等様々な人や団体が、地域の課題やそれぞれの役割分担、協働・つながりの考え方を共有し、「顔の見える関係」を構築することが重要です。地域における住民の多様なふれあいの場づくり、そこから発生する住民主体の多様な活動を推進していきます。

また、核家族化、地域のつながりの希薄化等によるひきこもりや虐待等の深刻な事態を未然に防ぎ、福祉ニーズを抱えた人を必要な支援に結びつけるために、多様な見守りの実現に向けたネットワークの構築を推進します。

基本目標3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備

だれもが支える側であると同時に支えられる側になる、という地域共生社会の実現のためには、他人を思いやるための心の余裕をだれもが持てることが重要であり、そのための福祉基盤の整備が必須となります。基盤となる福祉サービスの充実や権利擁護の取り組み、生活環境の整備について、関係機関との連携や働きかけを進めていきます。

また、近年頻発する自然災害への対応等も含め、住民の関心が高い地域防災活動を契機として、地域の支えあい活動の活性化につなげます。

支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるため、総合的な相談支援とともに、生活困窮や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や、幅の広い情報発信を推進します。

¹⁴ 人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動のこと。

3 施策の体系

基本理念、基本目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

基本理念	基本方向	取り組み
みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち	基本目標 1 地域福祉の多様な担い手育成	
	(1) 福祉教育の推進	①地域福祉についての啓発 ②福祉教育・ボランティア学習の推進 ③人権学習の推進 ④認知症や障がいのある人などへの理解の促進
	(2) 多様な担い手・地域づくり	①地域福祉推進のための人材育成 ②元気高齢者の担い手育成【★新規】 ③地域福祉推進リーダーの育成 ④地域活動団体の支援・育成
	基本目標 2 絆を強めるための地域の仕組みづくり	
	(1) 地域のふれあいの機会・場づくり	①あいさつ運動の推進 ②住民同士の多様な交流の促進 ③趣味活動等の推進 ④サロン活動の促進 ⑤健康づくりの場の活用 ⑥地域のことを話しあえる場づくり【★新規】 ⑦町内外の人との交流の促進
	(2) 地域の見守りネットワークづくり	①総合的な見守りネットワークの形成 ②ひきこもり等への対応・支援 ③虐待防止等ネットワークの充実・強化
	(3) 地域が主体となる生活支援の推進	①生活支援の充実 ②冬場の除雪対策
	基本目標 3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備	
	(1) 福祉サービスの充実	①共生型サービス等の推進【★新規】 ②福祉サービスの質の向上 ③交通手段の確保と移動支援の充実 ④保健・医療・介護・福祉等の連携促進
	(2) 安心・安全な生活環境づくり	①地域防災活動の促進 ②災害発生時の支援体制強化 ③緊急時の対応の推進 ④地域防犯体制の充実 ⑤ノーマライゼーションのまちづくりの推進
(3) 権利擁護体制の構築	①地域福祉権利擁護事業の充実・強化 ②成年後見制度利用支援事業の充実・強化	
(4) 多様な相談支援と情報発信	①総合相談体制の確立 ②生活困窮者、就労が困難な方等への支援【★新規】 ③住宅改修の支援 ④福祉関連情報発信力の強化	
多賀町自殺対策計画【★新規】		

※【★新規】は第1期の計画では設定されていない、本計画からの新しい取り組み等を示す

計画編

第1章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成

(1) 福祉教育の推進

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇福祉への関心度は、年齢が低いほど『関心がない』割合が高い。
- ◇福祉の理解を深めるために必要な機会は、“20～64歳”で「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」「65歳以上」では「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」の割合がそれぞれ最も高い。

【取り組みの方向性】

- ◇地域福祉とは何かについて、広く住民に啓発します。
- ◇年代等に関わらず、だれもがお互いに支えあい・助けあう意識を持てるようにするための取り組みを推進します。
- ◇子どもたちが、家庭や学校、地域で思いやりの気持ちを育むための取り組みを推進します。
- ◇高齢者の身体機能低下や認知症¹⁵、障がい等について正しい知識が持てるように、広く住民に啓発します。

【町の取り組み】

①地域福祉についての啓発

社会福祉協議会と連携し、「広報たが」や町のホームページ、出前講座など、様々な情報媒体や機会を活用し、地域福祉に関する啓発や、住民の地域福祉活動の取り組みについて情報発信を行い、町全体における地域福祉の機運を高めます。

②福祉教育・ボランティア学習の推進

認知症キャラバン・メイト¹⁶と連携した認知症サポーター¹⁷養成講座をはじめ、地域の多様な主体と連携・協力し、小・中学校等における福祉教育を推進します。

地域で活動しているボランティア団体の紹介をはじめ、社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア体験への参加の呼びかけと、活動を推進します。

¹⁵ 高齢期等における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していく症状のこと。

¹⁶ 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。

¹⁷ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるための「認知症サポーター養成講座」を受講した人のこと。

③人権学習の推進

人権問題に対する住民の関心を高め、差別や人権侵害を許さない意識の醸成を図るため、多様な媒体や機会を活用して住民に対する理解啓発を進めるとともに、各種人権研修・イベントへの参加の呼びかけなどを行います。

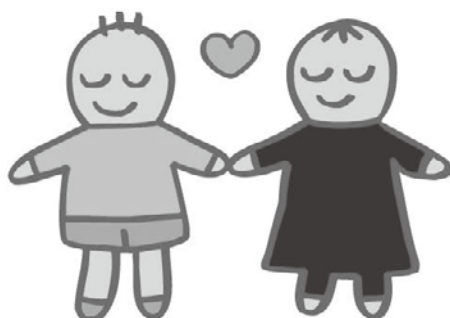
④認知症や障がいのある人などへの理解の促進

1市4町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）の共同事業である障害者理解啓発講演会において当事者団体と連携・協力し啓発活動を行うなど、地域の多様な主体と連携しながら、住民に対して認知症や障がいに関する正しい知識の普及を図ります。

また、年1回住民を対象に開催する「認知症を学ぶつどい」や小・中学校等での認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症に関する幅広い理解促進に取り組みます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○学校等における福祉教育や人権問題について、お子さんも含め、家族で話しあってみましょう。 ○ボランティア体験や、福祉に関する講座や講演会に参加してみましょう。 等
地域・団体等	○社会福祉協議会等が実施する、地域福祉に関する出前講座の実施を検討しましょう。 ○福祉に関する講座や講演会等について、回覧板や掲示板等で地域に周知しましょう。 等



(2) 多様な担い手・地域づくり

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇福祉を担う主体についての考えは、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が最も高い。
- ◇身近な地域の課題に対して、住民ができることとしては、年齢が低い世代ほど「共働き家庭の子育て支援」「母子・父子家庭の子育て支援」「乳幼児期の子育て支援」などの割合が高く、年齢が高い世代ほど「高齢者世帯の生活支援」の割合が高い。

【取り組みの方向性】

- ◇地域のあらゆる支えあい活動の核となる、担い手の育成に向けて、世代に応じた活動のきっかけづくりや、既存の活動についての幅広い情報提供などの具体的な取り組みを進めます。
- ◇元気な高齢者が支えあいの担い手として活躍するための仕組みづくりに取り組みます。
- ◇社会福祉協議会の困りごと支援サービス¹⁸の活動を推進するため、趣旨の周知や利用上手になることの啓発を進めます。
- ◇地域で積極的に福祉活動を進めるリーダー育成に取り組みます。
- ◇関連する地域団体の機能強化等に向けた支援を進めます。

【町の取り組み】

①地域福祉推進のための人材育成

ボランティア育成のための各種講座の開催を進めます。また、社会福祉協議会をはじめとする各種団体などと連携し、幅広い世代のボランティア活動への参加のきっかけづくりを進めます。

②元気高齢者の担い手育成【★新規】

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいづくりにもつなげられるよう、社会福祉協議会が推進する「困りごと支援サービス」をともにPRし、サービスの担い手増加に向けた啓発を進めます。

また、生活支援コーディネーター¹⁹（地域支え合い推進員）を中心に、地域の元気高齢者が生活支援の担い手となるよう「ボランティア養成講座」などを開催し、育成に取り組んでいきます。

¹⁸ 多賀町社会福祉協議会が実施する、ボランティア等が生活上でのちょっとした困りごとを解決し、地域で安心して生活が送れるように支援するサービスのこと

¹⁹ 生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人のこと

③地域福祉推進リーダーの育成

地域福祉を継続的に推進するためのリーダーの育成に向けて、民生委員・児童委員や福祉会代表者、福祉推進員²⁰、赤十字奉仕団²¹員等を対象に地域福祉に関する研修会などを継続開催します。

④地域活動団体の支援・育成

社会福祉協議会と連携し、福祉分野に限らず地域の多様な活動団体に関する情報発信を行い、広く住民に活動を周知することで、住民と団体を結びつけるように努めます。

また、町内・町外に関わらず、共通の目的・活動内容の団体等が、地域の多様な課題に対して連携しながら取り組めるように、定期的な意見交換・情報共有の場づくりに取り組みます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○地域にどのような支えあい活動や団体があるか、調べてみましょう。 ○興味のある分野のボランティア活動に参加してみましょう。 ○これまでの経験や能力を地域で活かすために、ボランティア養成講座を受講してみましょう。 等
地域・団体等	○地域福祉に関する研修を受講しましょう。 ○社会福祉協議会等と連携し、活動の情報発信を行いましょ。う。 ○関連する団体等と連携し、活動内容の向上や人材確保に取り組みましょ。う。 等



²⁰ 地域の見守り活動やサロンの運営など、地域福祉の推進役として活動する人のこと。

²¹ 赤十字の活動を支えるボランティアのこと。

基本目標 2 絆を強めるための地域の仕組みづくり

(1) 地域のふれあいの機会・場づくり

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇近所・地域の人に助けられた・支えられた経験は、“20～39歳”で「わからない」の割合が最も高い。
- ◇地域活動の参加状況で「活動したことがない」は、“40歳以上”の1～2割に対し“20～39歳”では5割以上。

【取り組みの方向性】

- ◇日頃から住民同士の顔が見える関係を築くため、あいさつ運動や健康づくりをはじめ、集落・字の活動や行事などを活発にするなど、多様な交流の機会づくりを進めます。
- ◇高齢者のサロン活動²²等について、対象を限定せずに、子どもから高齢者、障がいのある人などが気軽にいつでも集まれる場づくりを進めます。
- ◇地域の活性化が求められている中で、町内外を問わず人との交流を促進するため、地域の資源を活用した交流の機会・場づくりを推進します。
- ◇スポーツや趣味活動を通じて、世代間交流の活性化とサークル活動の支援を進めます。
- ◇地域の多様な課題や将来の姿について、住民自ら考える場づくりに努め、地域の交流と住民の主体的な地域づくりを促進します。

【町の取り組み】

①あいさつ運動の推進

P T A等との連携を強め、町内小・中学校でのあいさつ運動に取り組むとともに、保育園や幼稚園、こども園等でのあいさつ運動の実施についても推進します。

②住民同士の多様な交流の促進

地域のつながりづくりに向けて、障がいのある人の作業所や児童館を含めた複合施設である新中央公民館「多賀 結の森」をはじめ、世代間交流の行える場や地域の行事を活用し、住民の交流を促進するとともに、世代間交流等を通じて、子どもが多賀町の歴史や文化、資源等について広く学習する機会の提供を進めます。

また、子育て世帯や、障がいのある人等も含めた、対象者を限定しない幅広い交流機会づくりに取り組みます。

²² 見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加等を目的として、地域の公民館などを活用して行われている、地域の高齢者や住民が気軽に集まる場づくりのこと。

③趣味活動等の推進

生涯学習講座、芸能発表会や文化展の開催などを通じて、幅広い趣味活動の推進とサークル活動の活性化に取り組むとともに、サークル間の交流促進を図ります。

④サロン活動の促進

子育て家庭や高齢者のひきこもりを防止するとともに、情報交換やふれあい交流の推進を図るため、だれもが気軽に集える、地域でのサロン活動を促進します。

⑤健康づくりの場の活用

健康づくりに取り組むことで、介護予防や健康増進だけでなく、地域に新しいつながりが生まれるように、健康推進員、老人クラブ、民生委員・児童委員などと連携し、地域ぐるみの健康づくりに向けて、食育や運動・スポーツなどの多様な機会づくりを進めます。

⑥地域のことを話しあえる場づくり【★新規】

生活支援コーディネーターや福祉会、自治会の集落づくり委員会と連携して開催する住民福祉懇談会や、地域住民が集落について考える将来ビジョンの語り場など、地域のことを話しあえる多様な場づくりに取り組みます。

⑦町内外の人との交流の促進

集落活動や農業体験などを通じて町内外の人との交流を促進し、地域の活性化を推進します。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちのあいさつ運動の活性化のためにも、近隣の方とのあいさつを心がけましょう。○趣味や健康づくり、話しあいや交流の場など、地域の様々な活動やイベントに参加してみましょう。○興味のある活動に出会えたら、その活動の担い手になることも検討しましょう。 等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちのあいさつ運動のお手本として、地域ぐるみであいさつ運動を進めましょう。○地域や団体の活動やイベントに、だれもが参加しやすいように、活動内容や情報発信の方法を検討しましょう。 等

(2) 地域の見守りネットワークづくり

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇地域で生活課題を抱えている人の認知状況は、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向。
- ◇地域で生活していくために住民のひとりとしてできることは、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」の割合が最も高い。

【取り組みの方向性】

- ◇子どもや高齢者、障がいのある人がいる世帯など、地域から孤立することで様々なリスクを生じやすい世帯等の、地域の多様な主体による総合的な見守りネットワークの構築に取り組みます。
- ◇ひきこもりへの対応に向けて、家庭・関係機関・地域等が連携して見守り、支援が行えるよう体制づくりを進めます。
- ◇児童虐待をはじめ、高齢者や障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力などの問題に速やかに対応するため、関係機関や団体等とのネットワークの充実・強化を進めます。

【町の取り組み】

①総合的な見守りネットワークの形成

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認とともに、個別の課題に迅速に対応し、効果的な支援が行えるネットワークの形成をめざします。

子育て世帯、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、障がいのある人など特に見守りが必要な人について、集落の福祉会や民生委員・児童委員による各活動を通して把握するとともに、関係団体や関係機関、民生委員・児童委員、福祉推進員、区長等との連携により情報の共有化と、そのためのルールづくりを進めます。

地域での見守り活動を円滑に行えるよう、それぞれの実情にあった見守り体制づくりと、集落・字・自治会等による「支え合いマップ²³」の作成を進めます。

②ひきこもり等への対応・支援

ひきこもりなど、高齢者の実態を把握するための調査を定期的に行うとともに、民生委員・児童委員や老人クラブなどの地域団体、郵便局員や宅配業者、ガス・水道検針員等による声かけや訪問活動を支援します。

また、青少年のひきこもりなど、支援を必要とする人たちの社会的孤立の防止や社会参加を促進するため、相談等を通じた実態把握や、地域や専門相談機関等と連携した対応・支援などを進めます。

²³ 地域の「気になる人（支援を必要と考えられる人）」とその人と住民の関わりをマップ（住宅地図）に落とし込み、支えあい活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、その地域の取り組み課題を抽出するもの。

③虐待防止等ネットワークの充実・強化

児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待や、配偶者等による暴力を未然に防止するとともに、虐待等があった場合には速やかに専門機関へ対応をつないでいけるよう、関係機関との定期的な意見交換の場を設けるなど、連携強化に努め、虐待防止等ネットワークの充実・強化を進めます。

また、暴力被害者の女性やその子どもに対する支援を行うため、関係課が連携して対応できる体制づくりを進めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○近所に見守りや支援が必要な人がいないか考えてみましょう。 ○地域で困っている様子の人が見たら、声をかけてみましょう。 ○自分だけでは解決が難しいような問題を抱えている人や状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。 等
地域・団体等	○地域の中で見守りや支援が必要な人について情報を共有しましょう。 ○地域の中で可能な範囲で、見守りの体制づくりに取り組みましょう。 ○地域や団体だけでは解決が難しいような問題を抱えている人や状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。 等



(3) 地域が主体となる生活支援の推進

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇助けが必要なときにほしい地域の支援は、年齢が高いほど「買い物の手伝い」の割合が高い。
- ◇助けを求められた時の対応については、「対応したい」が79.0%と割合が高い。

【取り組みの方向性】

- ◇地域のボランティアが日常生活のちょっとした困りごとを手助けする「困りごと支援サービス」の活動を周知し、支援します。
- ◇今後さらに高齢者世帯等の増加が想定される中で、地域が主体となる冬場の除雪対策を進めます。

【町の取り組み】

①生活支援の充実

社会福祉協議会と連携し、高齢者や、障がいのある人、ひとり親世帯等の生活上のちょっとした困りごとを、地域のボランティアが支援する社会福祉協議会の「困りごと支援サービス」についてPR等の活動支援を行うとともに、利用者が気軽に利用できるよう、利用上手になるための啓発を進めます。

②冬場の除雪対策

高齢者や障がいのある人など、自力で除雪ができない人に対し、宅内通路の除雪や屋根の雪下ろしなどの支援が行えるよう、困りごと支援サービスの活用も含めた住民参加型の除雪体制の構築と活用を進めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会の「困りごと支援サービス」について調べてみましょう。○「困りごと支援サービス」の利用対象になっている方は、サービスの利用を検討してみましょう。○冬場の除雪には、“おたがいさま”の気持ちで取り組みましょう。 等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会等と情報共有し、地域の住民等に「困りごと支援サービス」について周知しましょう。○除雪等における「困りごと支援サービス」との連携の可能性について検討してみましょう。 等

基本目標 3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備

(1) 福祉サービスの充実

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることは、前回調査と比較すると、「買い物や通院など「外出の不便さ」」の割合が大きく増加している。
- ◇安心して生活するために大切だと思う福祉の取り組みは、年齢が高いほど「在宅福祉サービスの充実」の割合が高い。

【取り組みの方向性】

- ◇サービス提供事業者等によるサービスの質の向上を図るため、従事者の研修の充実やサービスの評価を行うとともに、高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするために平成30年度より新たに位置づけられた「共生型サービス²⁴」への参入を推進します。
- ◇サービスの必要な人に適切なサービスが提供できるよう、対象者別の個別計画に基づくサービス量を確保します。
- ◇運転免許証を自主返納した高齢者や障がいのある人などの交通弱者が増加する中、通院や買い物等の際の移動の利便性の確保を図ります。
- ◇適正なサービス提供に向けて、保健・医療・介護・福祉等の分野を超えた多様な主体の連携を強化します。

【町の取り組み】

①共生型サービス等の推進【★新規】

「共生型サービス」について、町内事業所の参入等を促進し、サービスの利用が必要な人に対し、より適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

②福祉サービスの質の向上

子ども、高齢者、障がいのある人など、対象者ごとの各計画に基づき、必要なサービス量の確保に向けて支援体制を整備します。

また、関係機関やサービス事業者との連携を図り、研修の充実について働きかけを行うとともに、役場や社会福祉協議会等の福祉専門職がサービスに関する相談に適切に対応できるよう資質の向上に向けた取り組みを強化します。

²⁴ 介護保険、または障がい福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくした。これにより、65歳に達した障がいのある人が、通い慣れた障がい福祉事業所から別の介護事業所へ移らなければならないといった問題の解消、社会資源に乏しい地域において、限られた人材を有効活用し、必要なサービスを提供しやすくなることが期待されている。

③交通手段の確保と移動支援の充実

通院や買い物等の外出の利便性の確保を図るため、予約型乗合タクシー²⁵（愛のりタクシー）について、運行の充実とともに、利用方法等を記載したわかりやすい時刻表や路線図の作成・配布を行うなど利用しやすい環境の整備を図り、さらなる制度の周知を図ります。

④保健・医療・介護・福祉等の連携促進

住民それぞれの健康状態等を踏まえ、適正なサービス提供ができるよう、保健・医療・介護・福祉等の分野横断的な連携を図ります。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○町内で提供されている様々な福祉サービスについて、調べてみましょう。 ○予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の時刻表や路線図を確認し、利用を検討しましょう。 等
地域・団体等	○町内で提供されている様々な福祉サービスについて、役場や社会福祉協議会と情報共有し、回覧板や掲示板を活用し、地域の住民に周知しましょう。 ○サービス提供事業者においては、共生型サービスの提供について検討しましょう。 等



²⁵ 一般のタクシー車両を使用し、路線バスのように運行時刻やルートが設定され、予約があった場合のみ運行する移送サービス。

(2) 安心・安全な生活環境づくり

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることは、前回調査と比較すると、「災害」への備えの割合が大きく増加。
- ◇助けが必要なときにほしい地域の支援は、「災害時の手助け」の割合が最も高い。
- ◇地域で災害発生時に気になる人の有無は、「いる」が5割以上。

【取り組みの方向性】

- ◇災害に関する意識啓発や防災組織づくり、避難訓練等、地域の防災活動を推進します。
- ◇災害発生時において迅速な支援を行うために、支援が必要な人に関する情報の関係機関との共有等を進めます。
- ◇高齢者や障がいのある人などの緊急時の安全確保対策を進めます。
- ◇消費者被害の防止や、子どもの連れ去り等犯罪の防止を地域と連携し進めます。
- ◇公共施設や道路等のバリアフリー²⁶化も含め、すべての人が安心・安全に暮らせるノーマライゼーション²⁷のまちづくりを進めます。

【町の取り組み】

①地域防災活動の促進

地域団体等の行事や出前講座などを通じ、集中豪雨や大規模地震などの災害や火災に関する知識の普及を進めるとともに、日頃から防災に関する情報を提供し、災害時の行動のとり方の周知や防災意識の向上を図ります。

自主防災組織²⁸の育成とともに、若年層の消防団加入の促進や、集落・字・自治会と常備消防、消防団が連携した防火に対する啓発を進めます。

集落・字・自治会を中心とした緊急時のネットワークづくりや、防災訓練の実施、ハザードマップ²⁹を活用した地域の防災体制の整備や活動を支援します。

②災害発生時の支援体制強化

災害発生時に特に支援を必要とする人の安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、災害時等要支援者台帳³⁰や避難マップの作成・更新・関係機関との情報共有を行うとともに、災害時において必要な個別の支援の把握と、支援体制の確立に努めます。

有事の際の災害ボランティアセンターの立ち上げや、災害ボランティアの受け入れ体制等について検討するとともに、支援ボランティアの養成など、有事に備えた活動を支援します。

²⁶ 公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。

²⁷ 障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のごとで、バリアフリーはこれを実現するための一つの手法となる。

²⁸ 災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。

²⁹ 発生の予測される自然災害について、その被害の範囲・程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。

³⁰ 災害時に支援を必要とする人の情報を記載した台帳で、関係機関等で情報を共有し、災害発生時等の支援に活用する。

③緊急時の対応の推進

医療機関の正しい救急受診の方法について住民に周知します。

高齢者や障がいのある人などの緊急時に安心して対応できるよう、救急医療情報キット³¹（命のバトン）の活用を推進します。

④地域防犯体制の充実

通学路を中心に防犯カメラの設置に努めます。また、警察官による警戒・パトロールが定期的に実施されるよう要請します。

子どもの犯罪被害や不審者情報のメール配信が効果のある情報提供となるよう取り組みを進めます。

高齢者や障がいのある人を悪質商法・詐欺行為などの被害から守るため、「広報たが」や有線放送、出前講座などを活用し、必要な情報を提供するとともに、消費者被害に関する相談について関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

⑤ノーマライゼーションのまちづくりの推進

公共施設や道路・交通環境などを含めた生活環境が、ユニバーサルデザイン³²の考え方の下、すべての人にとって安全に暮らせる環境となるように、ハード・ソフト両面にわたって関係各課や民間の公共的建築物の管理者等への理解促進に努める等、ノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○災害発生時の避難経路や持ち出し品、連絡方法等について、家族で確認しましょう。○地域の避難訓練などの防災活動に参加しましょう。○災害発生時に支援が必要な方は、可能な範囲で、自治会や役場等に情報を提供しましょう。○地域で不審者等を見かけた場合は、警察等へ連絡しましょう。 等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○役場等と災害や火災に関する知識や防災に関する情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。○災害発生時に自力での迅速な避難が困難な人が、地域のどこにいて、どのような支援が必要か、検討しましょう。 等

³¹ 氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先等の情報を記入した用紙を円筒形のプラスチック容器等の中に入れ、冷蔵庫のドアポケット等に保管し、緊急時に活用するもの。

³² 性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

(3) 権利擁護体制の構築

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



◇多賀町社会福祉協議会（社協）が積極的に取り組むべき事柄について、「成年後見や金銭管理支援」という回答が一定の割合で見られる。

【取り組みの方向性】

◇判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などの権利擁護を推進するため、地域福祉権利擁護事業³³や成年後見制度³⁴利用支援事業の普及・促進を図ります。

【町の取り組み】

①地域福祉権利擁護事業の充実・強化

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに関する援助を行う地域福祉権利擁護事業について、住民に周知を図るとともに、社会福祉協議会と連携しながら充実・強化します。

②成年後見制度利用支援事業の充実・強化

成年後見制度や成年後見制度の利用が困難な人に対する町長申立てなど、審判の申立て等に関して支援する成年後見制度利用支援事業について、普及・啓発活動を行います。

また、1市4町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）で構成する広域サポートセンターの開設等の体制づくりについて、今後も検討を進めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業について、調べてみましょう。等
地域・団体等	○役場や社会福祉協議会と、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業に関する情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。 ○地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業の利用が必要と考えられる人がいたら、役場や社会福祉協議会へ連絡しましょう。等

³³ 認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や、日常的な金銭管理等を行う事業。

³⁴ 認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人を保護するため、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度。

（４）多様な相談支援と情報発信

【住民アンケートにおける関連する主な結果】



- ◇安心して生活するために大切だと思う福祉の取り組みは、「身近な相談窓口の充実」の割合が最も高い。また、年齢が低いほど、「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実」の割合が高い。
- ◇福祉について知りたい情報は、“40～64歳”で「困った時「どこに相談したらいいか」わかる情報（相談機関・相談窓口情報）」が、他の年齢層では「自分や家族が利用できる「福祉サービス」に関する情報」の割合が最も高い。
- ◇福祉サービスに関する情報の入手先は、年齢が低いほど、「インターネット（パソコン・携帯電話等）」の割合が、年齢が高いほど、「集落（字）の回覧板・掲示板等」「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」の割合が高い。

【取り組みの方向性】

- ◇気軽に相談できる場所や、専門的な相談・指導を受けられる場所、また、地域住民が気楽に使えて、交流する中で情報交換ができる場所などの確保を図ります。
- ◇町内外の相談窓口について、広報や有線放送、町のホームページ等住民に対する周知を行います。
- ◇“子どもの貧困”が社会的な問題となり、本町においても生活保護受給者数や準要保護児童生徒数が増加傾向にある中で、生活困窮者の早期把握と対応を進めます。
- ◇障がいのある人など、能力がありながら就労が困難となっている方への支援等、複雑・多様化する相談内容に対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を強化し、総合的な対応を行う体制を確立します。
- ◇広報や有線放送、町のホームページ等を活用し、福祉サービスだけでなく、地域や地域の福祉活動等に関する情報発信の強化に努めます。

【町の取り組み】

①総合相談体制の確立

支援を必要とする人のニーズを把握するとともに、複合的な福祉課題に対応するため、関係課との連携をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や福祉推進員、子ども・家庭応援センターや教育機関等との連携を強化し、包括的な総合相談体制の確立をめざします。

また、町内外の各相談窓口の周知を図るとともに、身近な相談から専門的な相談へとつなげられるよう、相談体制を充実します。

②生活困窮者、就労が困難な方等への支援【★新規】

ひとり親世帯や低所得者の自立促進に向けて、生活保護制度や県の福祉制度等の周知を図るとともに、生活困窮者の早期把握に向けて福祉事務所や関係者と連携を図るとともに、庁内における生活困窮者把握のための連携会議を定期的を開催し、支援を進めていきます。

さらに、社会福祉協議会や、民生委員・児童委員との連携・情報共有に努めるとともに、いわゆる“貧困の連鎖”を回避する観点等からも、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

また、障がい等により就労が困難な方に対して、専門機関等との連携や情報提供により、希望する就労の実現に向けた支援を進めます。

③住宅改修の支援

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅のバリアフリー化など、快適な生活が送れるような動線を創出する「住宅改修」の情報提供や相談などによる支援を行い、住みやすい住環境の提供を推進します。

④福祉関連情報発信力の強化

福祉サービスを広く一般的に周知するため、様々な媒体や機会を活用し、情報を必要とする人にわかりやすく配慮して、情報を提供します。

また、地域や地域の福祉活動について、「広報たが」や有線放送、町のホームページ等を活用し、幅広い年代に伝わるよう、情報発信の強化に努めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○町内や周辺地域にどのような相談機関があるか、調べてみましょう。 ○生活の中で、自分や家族、友人だけでは解決が困難な問題があったら、町内外に関わらず、まずは公的な機関に相談しましょう。 ○「広報たが」や有線放送、町のホームページなど、自分のライフスタイルに応じた情報媒体で、町の福祉や地域に関する情報を定期的に確認しましょう。 等
地域・団体等	○役場や社会福祉協議会と、町内外の相談機関の情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。 ○地域や団体で解決が困難な問題は、町内外に関わらず、まずは公的な機関に相談しましょう。 等

多賀町自殺対策計画

本町の自殺者数については、実数としては少なく、とりわけ平成27年～平成29年の自殺死亡率については、全国や県の水準を下回っているものの、定期的に自殺が発生している実態があり、『だれも自殺に追い込まれることのない多賀町の実現をめざして』、地域独自の取り組みを進める必要があります。

■【再掲】 自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

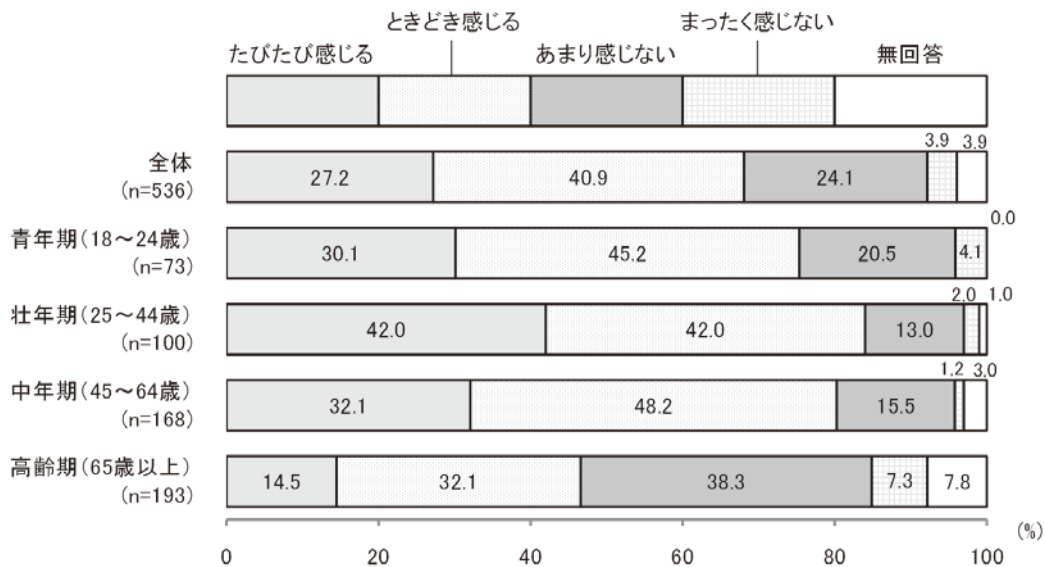
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
多賀町	自殺者数	2	3	1	0	1
	自殺死亡率	25.71	28.56	12.97	-	13.15
【参考】全国の自殺死亡率		21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
【参考】滋賀県の自殺死亡率		22.05	18.22	17.38	15.99	14.86

資料: 地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

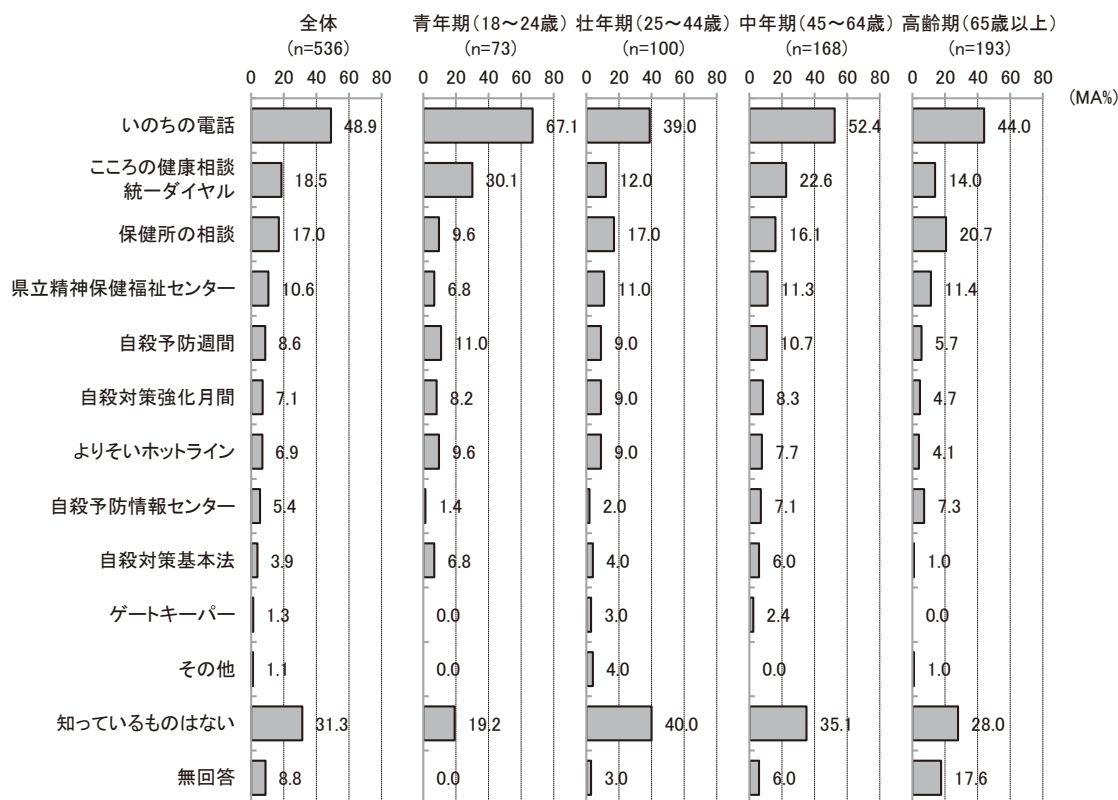
平成29年度に町が実施した「健康づくりに関するアンケート」の調査結果においては、壮年期の人の8割以上がストレスを感じており、その原因は仕事や勉強が最も多くなっています。また、高齢期では自分の健康や病気がストレスの原因として最も多い現状となっています。

■ ストレスを感じる頻度（健康づくりに関するアンケートより（平成29年度））



同アンケートの「こころの健康や自殺対策に関する事柄の認知状況」についてみると、ストレスを感じる頻度の高い壮年期では「知っているものはない」の割合が4割と最も高くなっています。自殺発生防止のためにも、とりわけ各種相談機関に関する情報発信等の取り組みが求められます。

■ こころの健康や自殺対策に関する事柄の認知状況
(健康づくりに関するアンケートより(平成29年度))



また、同アンケートにおいても、地域福祉計画策定に向けたアンケートにおいても、相談相手として「家族・親戚」「友人・知人」の回答の割合が高くなっており、だれもが身近な人の声に耳を傾け、大切な命を守ることができるような意識啓発等を進めることも重要となります。

なお、自殺の発生は、地域における孤立や経済的な困窮、ダブルケアの問題など、地域福祉の推進の中で解決が求められている課題が、多くのケースでその起因となっているとも考えられます。

多賀町自殺対策計画においては、地域福祉計画における取り組みを基盤として、相談窓口や悩みを共有できる場の整備、地域や学校での助けあい、支えあいのできる地域づくりなど、地域の自殺の抑制等に取り組むこととします。

【取り組み】

①住民への周知と啓発

差別や偏見がなく、地域の中でだれもが心穏やかに暮らせるように、様々な立場にある人に対する理解を促進するための、理解啓発に取り組みます。

具体的には、危機や困難に陥った時はだれかに援助を求めることが大事であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を進め、同時に自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、想いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという命を守る一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を行っていきます。

また、生活上の様々なストレスと上手につきあえるよう、こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及に努めるとともに、生活リズムを整え、休養・睡眠をとる大切さを出前講座や広報等を通じて啓発していきます。

また、「いのちの電話³⁵」や「よりそいホットライン³⁶」、「自殺予防週間³⁷」、「ゲートキーパー³⁸」などの、こころの健康や自殺対策に関する事柄を知っている人を増やすための広報活動等を通じた啓発事業を行っていきます。

関連する地域福祉計画の主な取り組み

基本目標1「(1)福祉教育の推進」

②児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感でき、また様々な不安や悩み、ストレスへの対処方法を身につけられ、身近にいる信頼できる大人へSOSを出すことができるようになるなど、小・中学校等における福祉教育を通じて、様々な立場にある人に対する子どもたちの理解を促進するとともに、関係機関が連携し、臨床心理士³⁹の派遣やこども・若者総合相談窓口⁴⁰等のSOSの受け皿となる機関についての周知に努めます。

関連する地域福祉計画の主な取り組み

基本目標1「(1)福祉教育の推進」

³⁵ 深刻な悩みを持ちながら、だれにも相談できない人に、電話による対話で援助を行う相談機関。

³⁶ 弁護士や保健師等有償ボランティアの相談員として登録し、全国からの相談を受けつけるもので、当初は東日本大震災の被災者向けのサービスとして開始された。

³⁷ 9月10日の世界自殺予防デーにちなみ、自殺対策基本法の中で毎年9月10日から16日までの一週間を「自殺予防週間」として定め、国、地方公共団体、関係機関および関係団体等が連携し、啓発活動を推進している。

³⁸ 自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応をする役割を果たす人のこと。

³⁹ カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職。

⁴⁰ 様々な悩みを持つ子ども・若者（小学生～39歳まで）や保護者の相談を受け付ける窓口で、滋賀県では平成29年4月に滋賀県立精神保健福祉センターに開設された。

③自殺対策を支える人材育成

住民アンケート調査結果において、困った時の相談相手は、「家族・親戚」「友人・知人」の回答の割合が特に高い実態を踏まえ、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に気づき対応できるように、身近な人がゲートキーパーとなり、傾聴等の対応方法を身につけたり、必要に応じて医療機関の受診を勧めたりできるようになることが重要です。そのため、滋賀県立精神保健福祉センター⁴¹（滋賀県自殺対策推進センター）と連携したゲートキーパー養成研修等による、民生委員・児童委員や健康推進員、役場職員など身近な場所で相談できる体制づくりのための人材育成を進めます。

関連する地域福祉計画の主な取り組み

基本目標1 「(2) 多様な担い手・地域づくり」

④生きることの促進要因への支援

子どもから高齢者まで、社会や地域の中で孤立することを防ぐために、だれもが興味や関心のある様々な活動に参加し、活動の中で地域のつながりや生きがいを持てるように、地域の中に福祉だけでなく、趣味やスポーツなどの多様なふれあいの機会・居場所づくりを進めます。

また、生活困窮者等の経済的な自立支援に取り組むとともに、滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）をはじめ、関係機関と連携し、自殺未遂者や自死遺族への支援に努めます。

関連する地域福祉計画の主な取り組み

基本目標2 「(1) 地域のふれあいの機会・場づくり」

基本目標3 「(4) 多様な相談支援と情報発信」

⑤地域におけるネットワークの強化

「①総合的な見守りネットワークの形成」「②ひきこもり等への対応・支援」「③虐待防止等ネットワークの充実・強化」の3つの取り組みを中心に、地域における自殺防止のネットワーク強化に取り組めます。

また、滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）をはじめ、町外の関係機関等とも連携強化を進めます。

関連する地域福祉計画の主な取り組み

基本目標2 「(2) 地域の見守りネットワークづくり」

⁴¹ 精神保健福祉法第6条の規定に基づき、精神保健の向上および精神障がいのある人の福祉の増進を図るための機関で、草津市に設置されている。

第2章 計画の推進体制

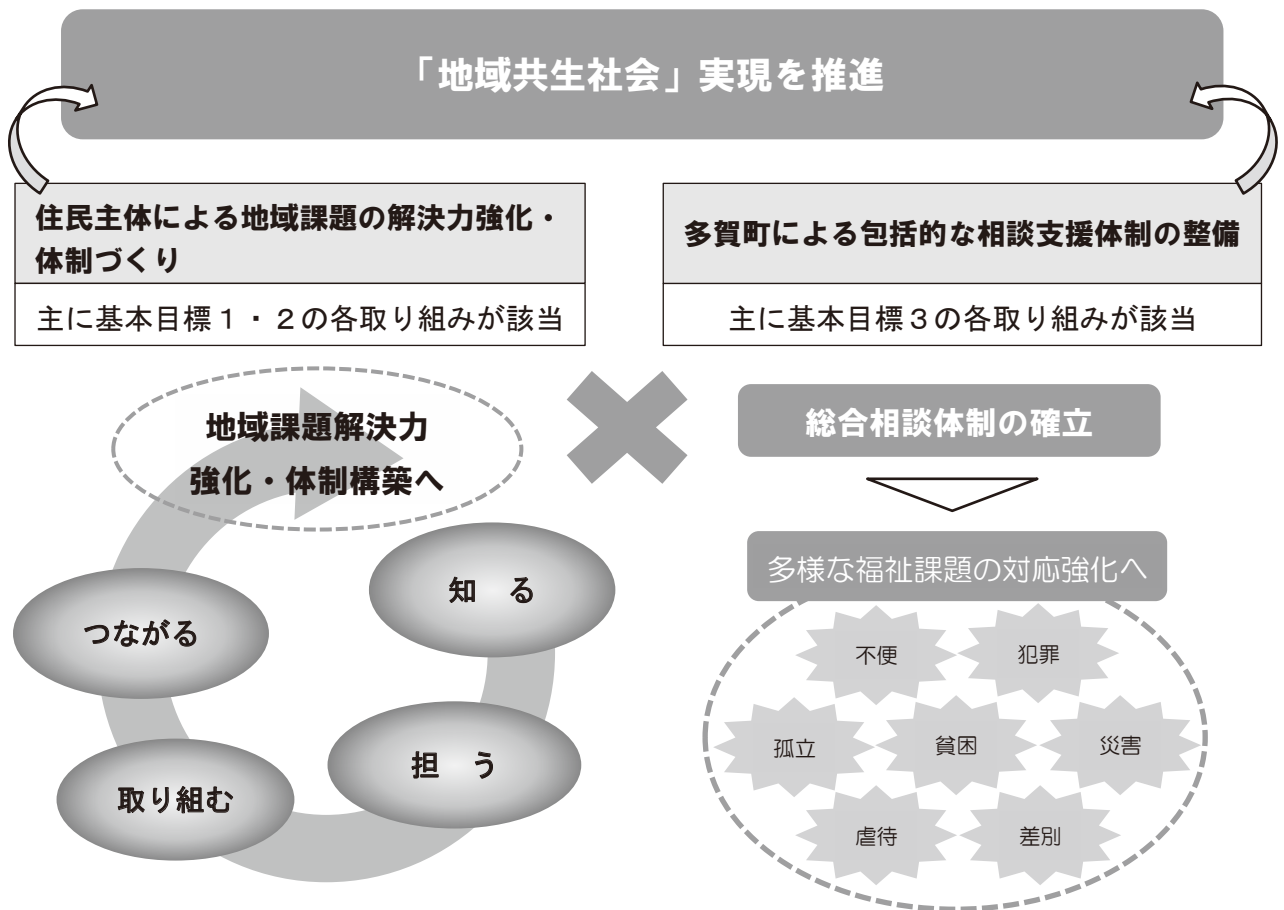
1 計画の推進による地域共生社会実現のイメージ

(1) 我が事・丸ごとの地域づくり

我が事・丸ごとの地域づくりは「住民による地域課題の解決力強化・体制づくり」と、「行政を中心とした包括的な相談支援体制の整備」が重要な柱となっており、それぞれの柱に本計画に示す3つの基本目標の各取り組みが該当しています。

そのため、本計画の取り組みは、「地域共生社会実現」に向けた我が事・丸ごとの地域づくりそのものであるといえます。

本計画の取り組みを総合的に推進し、我が事・丸ごとの地域づくりを推進します。



(2) 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの充実

「地域共生社会実現」に向けては、対象者ごとの福祉サービスも含め、「縦割り」から「丸ごと」への転換をめざすことが求められます。

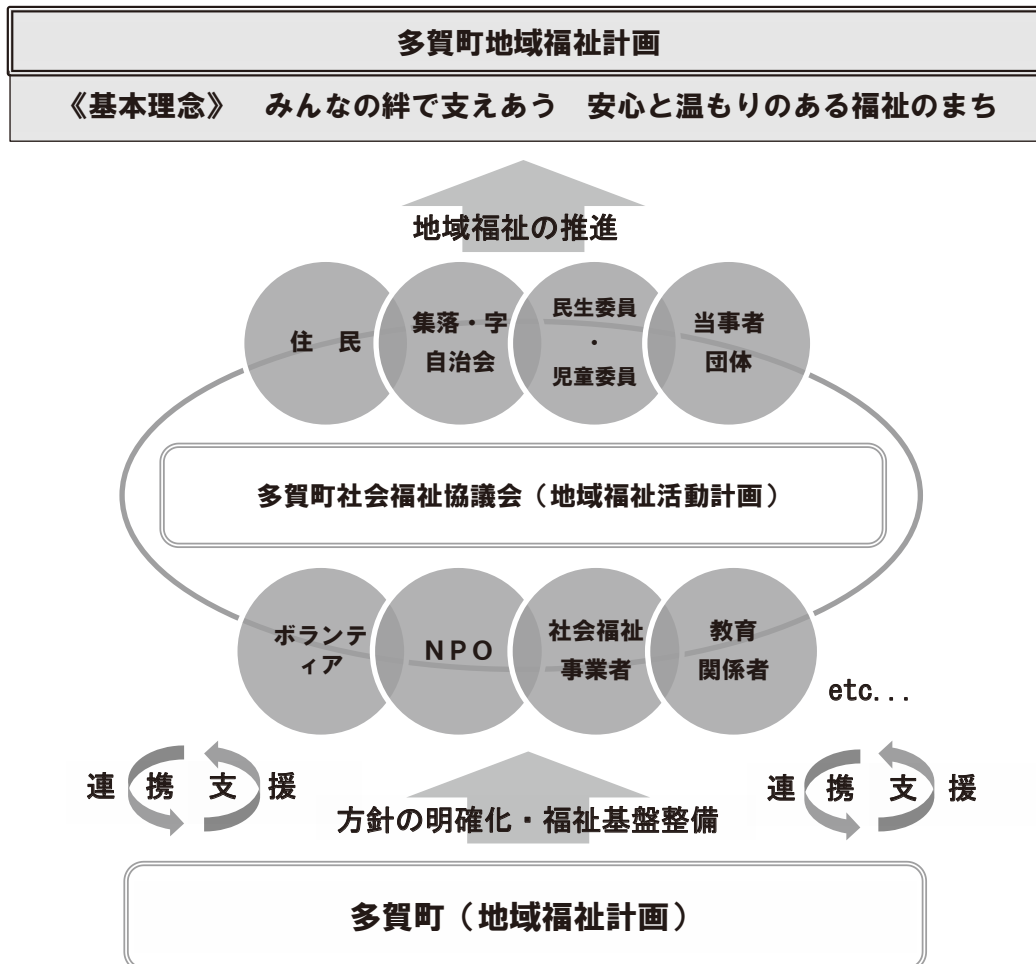
こうした転換に向けては、これまで高齢者を念頭に構築を進めてきた地域包括ケアシステムの活用が重要です。

本計画の取り組みを通じて、高齢者だけでなく障がいのある人や子ども等まで含めた地域包括ケアシステムの対象拡大を図り、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

<p>第7期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの機能・取り組み</p>	<p>地域福祉計画における主な地域包括ケアシステムの充実の考え方</p>
<p>生活支援を担うボランティアの養成</p>	<p>高齢者に限らず、障がいのある人やひとり親家庭など、だれもが地域で安心して生活を送るための「困りごと支援サービス」等の担い手確保等を推進 ※関連する取り組み：基本目標1-(2)-②</p>
<p>町・社会福祉協議会の取り組み、民間事業者との連携等によるひとり暮らし高齢者の見守り・声かけの実施</p>	<p>だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、高齢者に限らず、子育て世帯、障がいのある人等も含めた総合的な見守りネットワークの形成を推進 ※関連する取り組み：基本目標2-(2)-①</p>
<p>住民主体の介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）</p>	<p>介護予防や健康づくりに限らず、住民が地域の中でふれあい、つながりを持てるような多様な機会・場づくりを推進 ※関連する取り組み：基本目標2-(1)</p>
<p>事業者の参入に対する独自支援策の実施</p>	<p>高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするために平成30年度より新たに位置づけられた「共生型サービス」への参入を推進 ※関連する取り組み：基本目標3-(1)-①</p>
<p>地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム（障がいのある人や子ども・子育て等も包含）の構築をめざす方針や方向性の提示</p>	<p>本項で示す、地域福祉の取り組みを通じた地域包括ケアシステムの対象拡大を中心に、福祉サービスも含め、「縦割り」から「丸ごと」への転換を推進</p>

2 計画の推進体制

地域福祉は、住民をはじめ、集落・字・自治会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティアやNPO、社会福祉事業者、教育関係者、社会福祉協議会、行政などの多様な主体が、それぞれの役割を認識し、協働による活動を進めていくことが重要です。



(1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

また、困った時には“おたがいさま”の精神で、支え上手、支えられ上手になることも必要です。

(2) 地域の団体・組織、社会福祉事業者などの役割

集落・字・自治会や、民生委員・児童委員をはじめとする社会福祉関係団体・組織は、住民が安心して暮らすことができるよう、様々な支援を行う役割を担っています。

また、ボランティア団体等は、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズに対応する役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援をはじめ、サービスの質の確保・向上、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービス事業者等との連携に取り組むことが求められています。

さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、住民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動を行い、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、だれもが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織であり、その推進においては住民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そのため、社会福祉協議会が平成 28 年 3 月に策定した、地域福祉推進のための具体的な行動計画となる「地域福祉活動計画」を、町が策定する地域福祉計画と連携しながら推進し、本町の地域福祉活動の先導役を果たすことが求められています。

（４）行政の役割

行政は、地域福祉計画の中で本町の地域福祉推進における方針を明確化し、福祉基盤の整備に取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、集落・字・自治会、当事者団体、ボランティア団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力し、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境・産業などの幅広い分野に関係する各課に加え、国・県・湖東定住自立圏等と広域的な連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

3 計画の進行管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、庁内の関係各課はもちろん、地域福祉の推進に関わる活動主体の代表で構成される「多賀町地域福祉計画推進委員会（仮称）」において、定期的な進捗状況の点検・評価を行います。

また、庁内関係各課において、計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。5年後の計画の評価に際しては、アンケート調査等による住民の意識や行動変容の把握を行います。

さらに、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方により推進します。



<地域福祉計画における PDCA サイクル>

- ① 地域福祉計画の策定（改定）
- ② 取り組みの着実な実施
- ③ 取り組みの検証・評価
- ④ 必要に応じた地域福祉計画の見直し

資料編

1 計画策定の経過等

■ 多賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多賀町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、多賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(庶務)

第2条 委員会は、計画に関する調査および研究を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長が委嘱し、または任命する。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

4 委員長および副委員長は、委員の互選による、

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

2 第6条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に関催される委員会は町長が招集する。

■ 多賀町地域福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
	小財 惣九郎	多賀町民生委員児童委員協議会 会 長
	桂 喜八郎	多賀町区長連絡協議会
委員長	野村 清嗣	多賀町社会福祉協議会 会 長
	大西 孝雄	多賀町身体障害者更生会 会 長
	柴田 勝義	多賀町手をつなぐ育成会 会 長
副委員長	三木 きみ江	多賀町赤十字奉仕団 会 長
	土坂 淳子	多賀町健康推進協議会 会 長
	久保川 雅子	子ども・子育て会議 会 長
	中溝 久子	多賀町福祉推進員連絡会 会 長
	池尻 力	多賀町青少年育成町民会議 会 長
	堀出 裕明	滋賀県湖東健康福祉事務所 次 長
	小菅 俊二	多賀町役場 副町長

■ 計画策定の経過

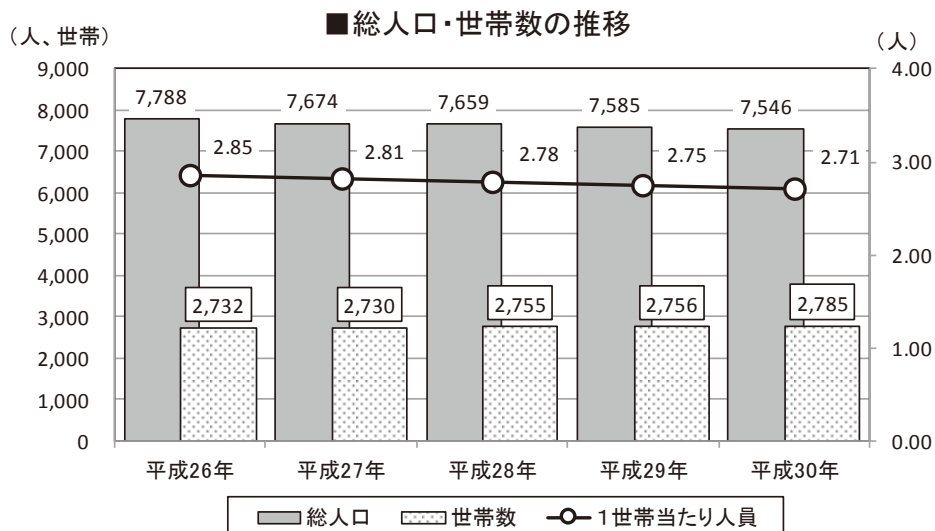
年	月/日	内 容
平成 30 年	7月6日	<u><第1回 多賀町地域福祉計画策定委員会></u> ◇策定委員会委員長・副委員長の選出 ◇第2期多賀町地域福祉計画の策定について
	8月1日 ～ 8月13日	「住民アンケート調査」の実施
	11月16日	<u><第2回 多賀町地域福祉計画策定委員会></u> ◇住民アンケート調査の結果について ◇第1期多賀町地域福祉計画（現計画）の評価について ◇第2期多賀町地域福祉計画の策定（骨子）について
平成 31 年	1月30日	<u><第3回 多賀町地域福祉計画策定委員会></u> ◇第2期多賀町地域福祉計画（素案）について
	2月18日 ～ 3月4日	「パブリックコメント」の実施

2 基礎調査結果の詳細

■ 地域福祉に関する統計データ

①人口

平成26年から平成30年の多賀町の総人口・世帯数の推移をみると、総人口は一貫して減少し続けていますが、世帯数は平成27年以降増加傾向で推移しており、1世帯当たり人員については減少している状況です。



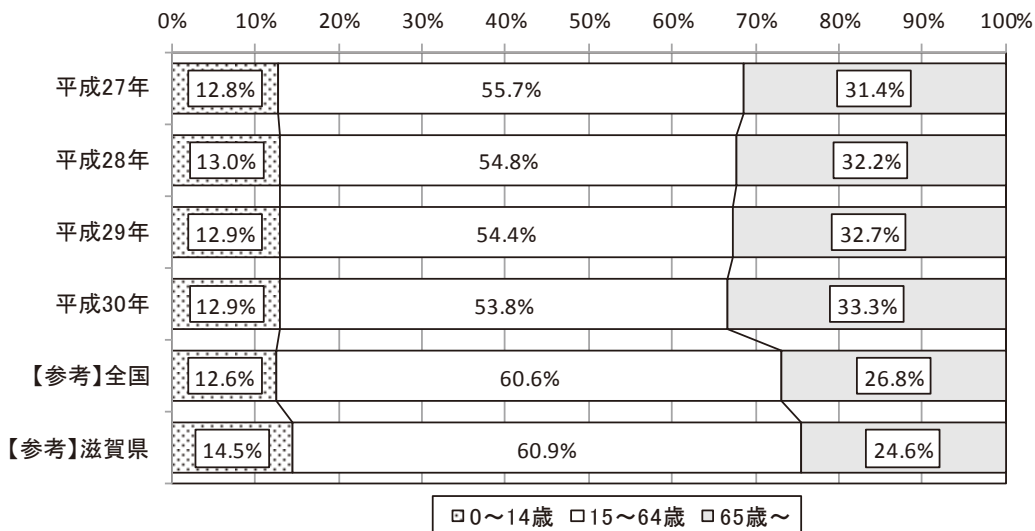
資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

平成29年の年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢化率(65歳～)は全国が26.8%、滋賀県が24.6%であるのに対し、多賀町は32.7%と高くなっています。

生産年齢人口比率(15～64歳)は全国が60.6%、滋賀県が60.9%であるのに対し、多賀町は54.4%と低くなっています。

年少人口比率(0～14歳)については、滋賀県よりは低いものの、全国の水準よりは高くなっています。

■ 年齢3区分別人口の構成比の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

※全国・滋賀県は住民基本台帳(平成29年1月1日)

(単位:人)

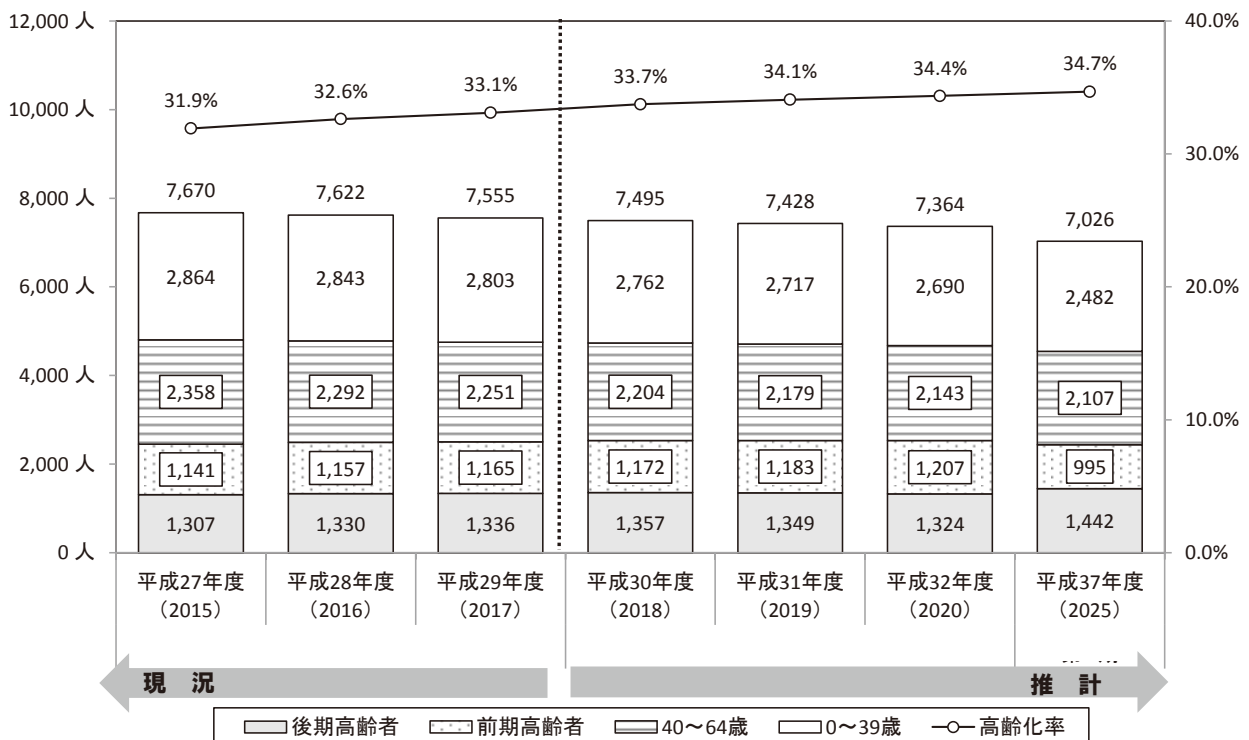
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	変化率 (H26⇒H30)
総人口		7,788	7,674	7,659	7,585	7,546	96.9%
0～14歳	人口	991	983	995	976	977	98.6%
	比率	12.7%	12.8%	13.0%	12.9%	12.9%	-
15～64歳	人口	4,399	4,278	4,194	4,129	4,057	92.2%
	比率	56.5%	55.7%	54.8%	54.4%	53.8%	-
65歳～	人口	2,398	2,413	2,470	2,480	2,512	104.8%
	比率	30.8%	31.4%	32.2%	32.7%	33.3%	-

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

多賀町の総人口は今後もゆるやかに減少し、平成37(2025)年度には7,026人程度にまで減少することが見込まれています。

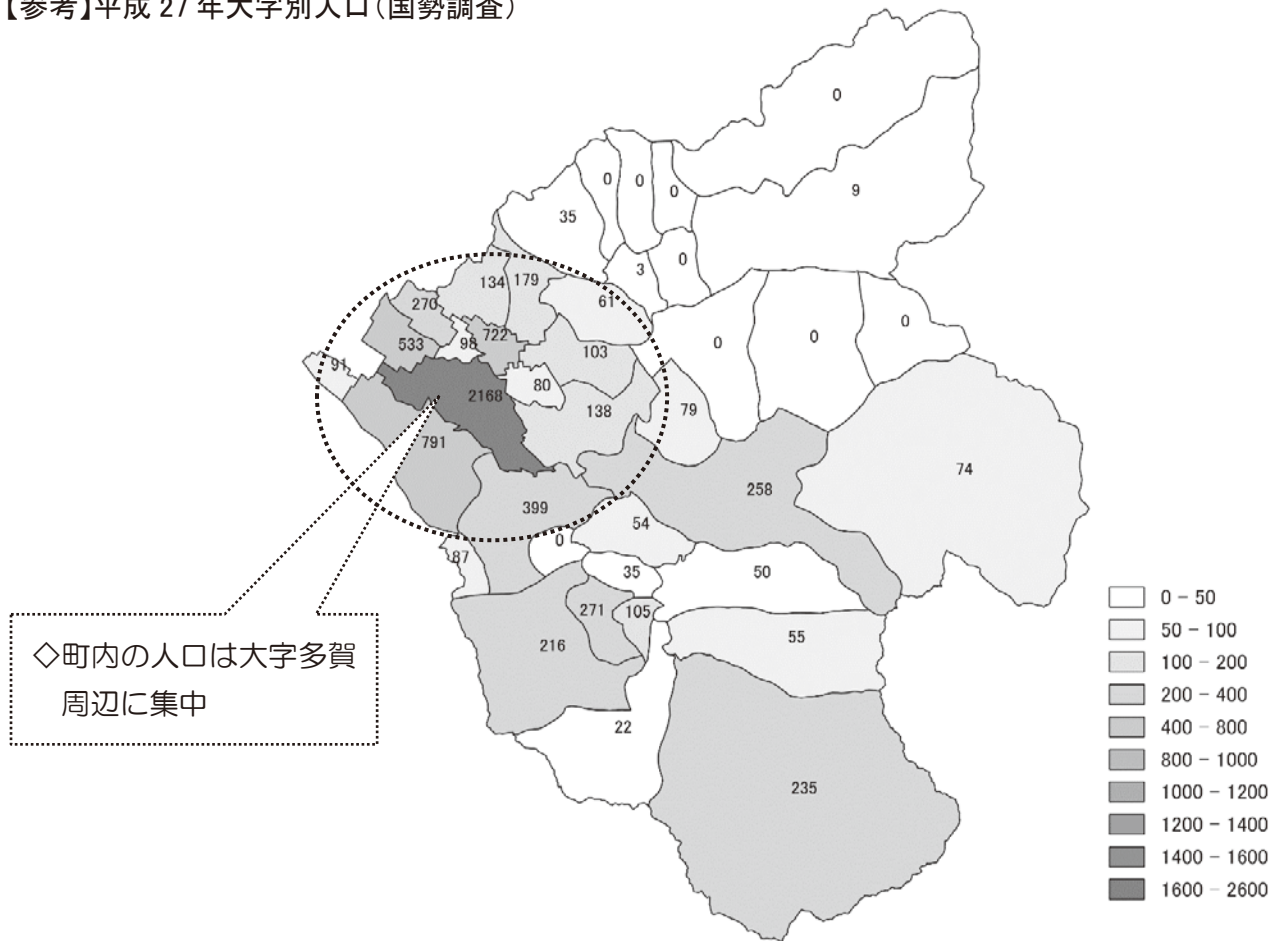
高齢者については、平成31年度の2,532人をピークに減少傾向となり、平成37(2025)年度には2,437人程度にまで減少の見込みですが、総人口の減少に伴い、高齢化率については34.7%程度にまで上昇することが想定されます。

■【再掲】 将来の人口と高齢化率

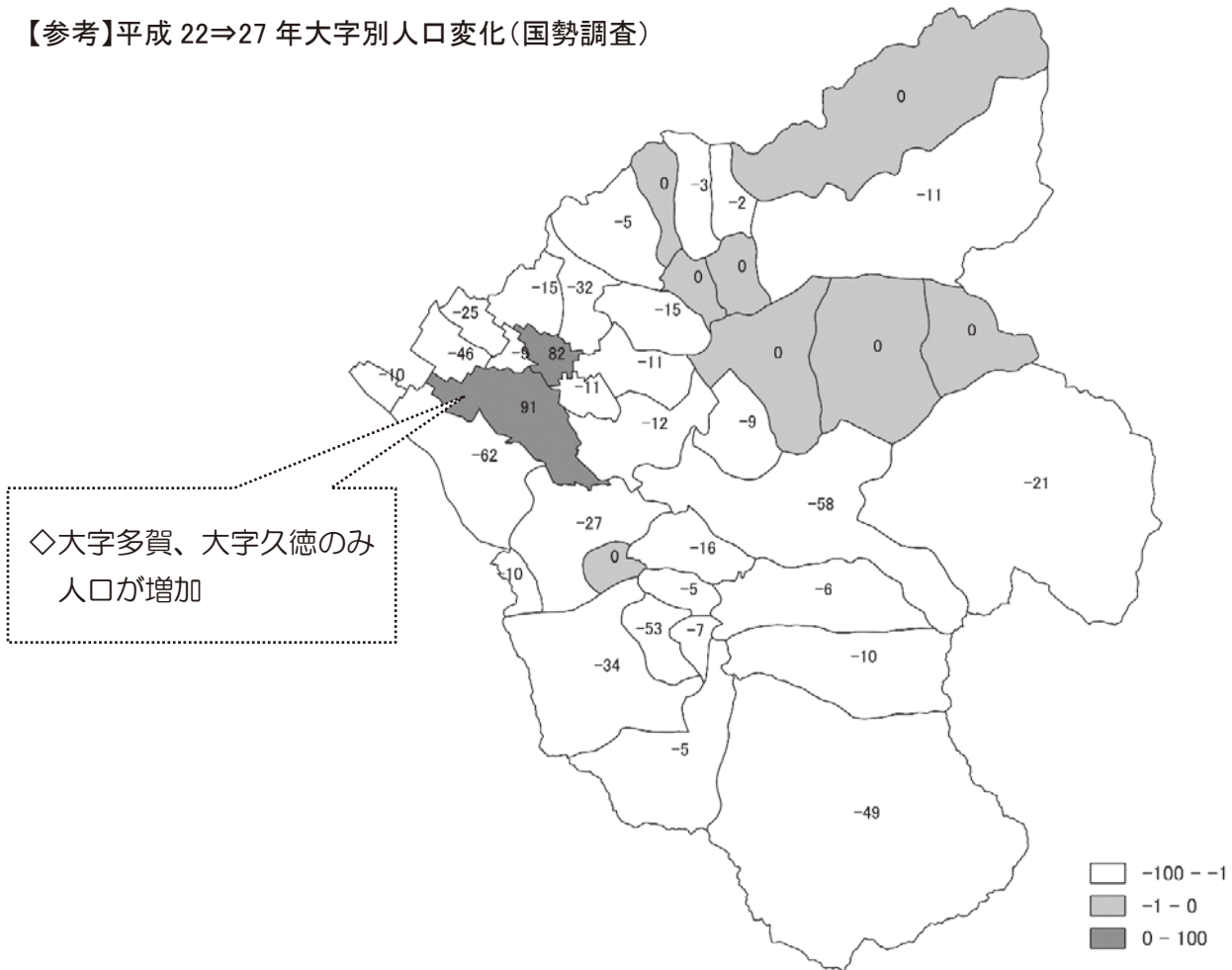


※資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
 ※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

【参考】平成 27 年大字別人口(国勢調査)



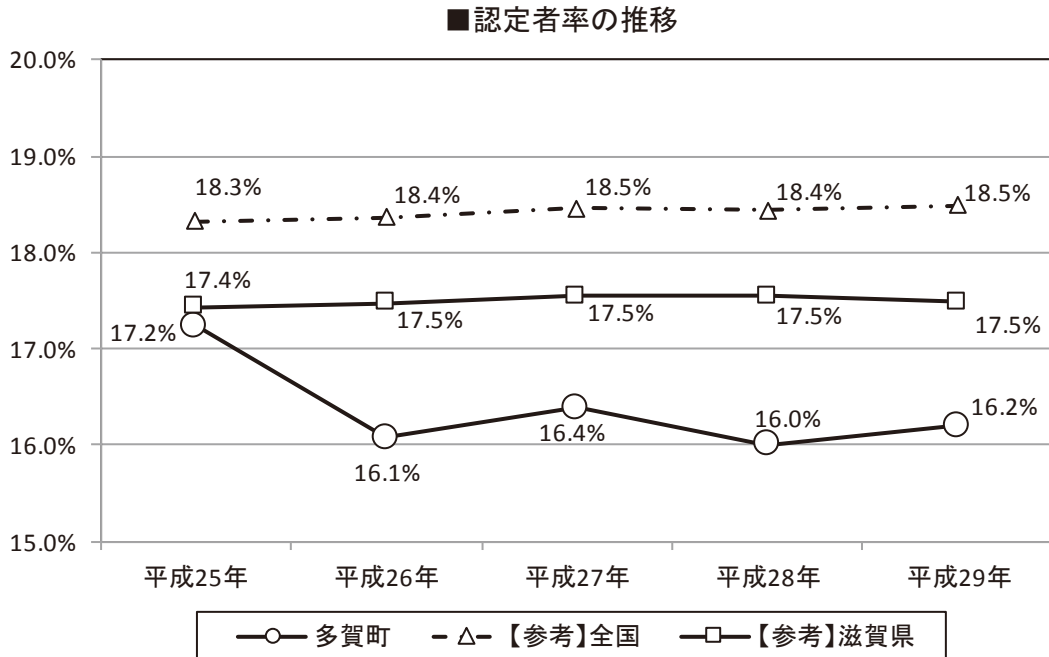
【参考】平成 22⇒27 年大字別人口変化(国勢調査)



②要介護（要支援）認定者

平成25年から平成29年の認定者率の推移をみると、全国は18.5%程度、滋賀県は17.5%程度のほぼ横ばいで推移していますが、多賀町は減少傾向となっており、全国や滋賀県よりも低い水準で推移しており、平成29年には16.2%となっています。

介護度別認定者数の平成25年から平成29年の変化率をみると、要支援1・2や要介護1の認定者数は減少していますが、要介護2以上の比較的重度の認定者数が増加しています。



■ 介護度別認定者数・第1号被保険者数の推移と変化率

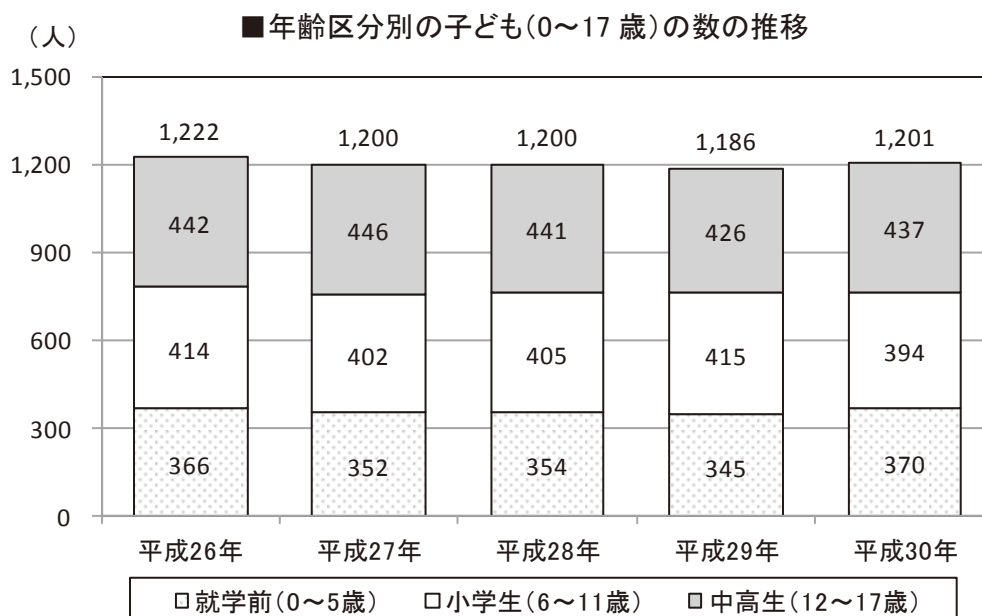
(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	変化率 (H25⇒H29)
認定者数	407	387	401	398	405	99.5%
要支援1	31	25	18	15	20	64.5%
要支援2	33	18	26	21	15	45.5%
要介護1	124	117	121	107	108	87.1%
要介護2	64	62	69	82	75	117.2%
要介護3	71	69	70	73	90	126.8%
要介護4	62	70	69	72	66	106.5%
要介護5	22	26	28	28	31	140.9%
第1号被保険者数	2,361	2,408	2,448	2,487	2,501	105.9%
認定者率	17.2%	16.1%	16.4%	16.0%	16.2%	-

資料: 介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

③子ども（0～17歳）の数

平成26年から平成30年の子ども（0～17歳）の数の推移をみると、平成27年以降は1,200人程度のほぼ横ばいで推移しています。年齢区別に平成29年から平成30年の1年間の動きをみると、小学生（6～11歳）については減少していますが、就学前（0～5歳）・中高生（12～17歳）については増加しています。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

④要保護児童の状況

平成25年度から平成29年度の要保護・準要保護児童生徒数についてみると、公立小中学校児童生徒総数がやや減少傾向にある中で、準要保護児童生徒数については増加傾向で推移しています。

■要保護・準要保護児童・生徒数の推移

(単位：人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要保護・準要保護児童生徒合計	児童生徒数	64	56	70	67	70
	就学援助率	10.1%	9.1%	11.2%	10.7%	11.2%
要保護児童生徒	児童生徒数	1	0	0	0	0
	就学援助率	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
準要保護児童生徒	児童生徒数	63	56	70	67	70
	就学援助率	10.0%	9.1%	11.2%	10.7%	11.2%
公立小中学校児童生徒総数		633	615	623	625	623
公立小学校児童生徒数		427	409	401	398	416
公立中学校児童生徒数		206	206	222	227	207

資料：教育委員会（各年度末現在）

資料：公立小中学校児童生徒総数：「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

⑤生活保護の状況

平成25年度から平成29年度の生活保護の受給率の推移をみると、受給者、受給世帯ともに増加傾向となっていますが、平成28年度から平成29年度はそれぞれやや減少しています。

■生活保護受給率の推移

(単位:人、世帯)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活保護 受給者数	人数	11	15	20	22	18
	受給率	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%
生活保護 受給世帯数	世帯	7	11	16	18	16
	受給率	0.3%	0.4%	0.6%	0.7%	0.6%

資料:福祉保健課(各年度月平均)

※受給率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口、総世帯数で除して算出

⑥障がい者手帳所持者の状況

平成25年度から平成29年度の障がい者手帳所持者数の推移を手帳の種類別にみると、すべての手帳所持者の数が増加傾向となっています。

■障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	変化率 (H25⇒H29)
身体障がい者手帳	所持者数	354	357	358	348	362	102.3%
	所持率	4.6%	4.6%	4.7%	4.5%	4.8%	—
療育手帳	所持者数	65	65	66	67	68	104.6%
	所持率	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	—
精神障がい者 保健福祉手帳	所持者数	28	34	30	36	32	114.3%
	所持率	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	—

資料:福祉保健課(各年度7月現在)

※所持率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口で除して算出

⑦自殺の状況

平成25年から平成29年の多賀町の自殺者数・自殺死亡率の推移をみると、平成26年以降は減少傾向となり、全国や滋賀県より低い水準で推移しているものの、平成28年を除いた各年で自殺が発生しています。

■【再掲】自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
多賀町	自殺者数	2	3	1	0	1
	自殺死亡率	25.71	28.56	12.97	—	13.15
【参考】全国の自殺死亡率		21.06	19.63	18.57	16.95	16.52
【参考】滋賀県の自殺死亡率		22.05	18.22	17.38	15.99	14.86

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

■ 住民アンケートにおける主な結果

【結果の見方】

- ◇ タイトルの横には、質問形態を記載しています。

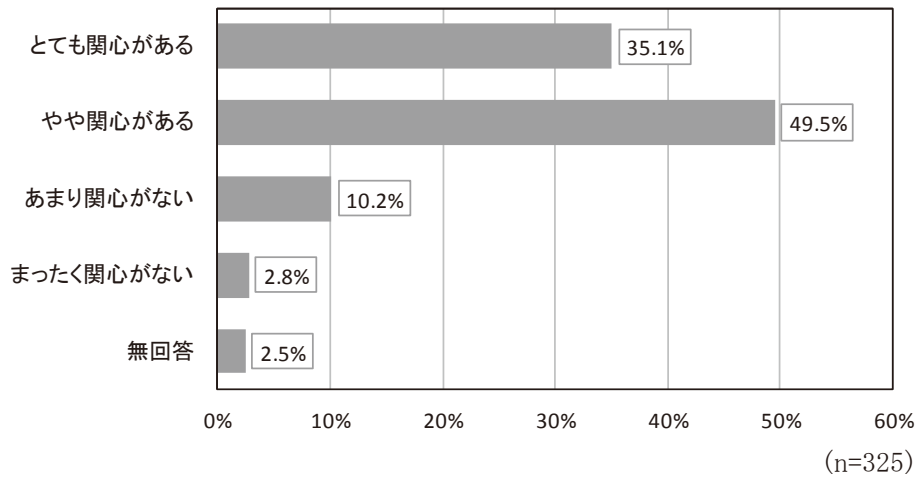
SA＝単数回答：「1つに○」等、選択肢を1つ選ぶ質問形態

MA＝複数回答：「あてはまるものすべてに○」等、2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態
- ◇ 各グラフの“n”は、当該設問に回答すべき方（回答対象者）の人数を示しています。
- ◇ 集計結果のグラフ・表における“無回答”は、当該設問への無回答の他、回答規則違反（例えば、単数回答の設問における複数回答等）の件数（票数）を示しています。
- ◇ グラフ・表には、原則として各集計数の総回答対象者数に対する比率を表示しています。
- ◇ 集計は、小数点以下を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

問8 福祉への関心度（SA）

○「やや関心がある」と「とても関心がある」を合わせた『関心がある』は84.6%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』は13.0%となっています。

○年齢別でみると、年齢が高いほど、「とても関心がある」の割合が高くなっており、“20～39歳”の21.4%に対し、“75歳以上”では48.8%となっています。



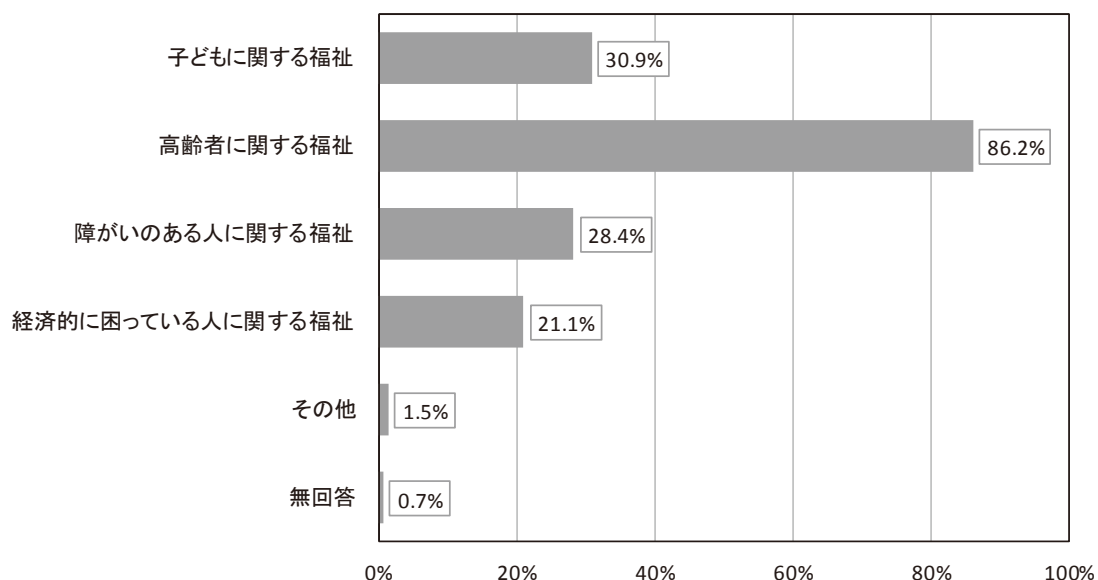
		合計	問8. 福祉への関心度				
			とても関心がある	やや関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	無回答
全体		325	114	161	33	9	8
		100.0	35.1	49.5	10.2	2.8	2.5
性別	男性	130	43	62	16	7	2
		100.0	33.1	47.7	12.3	5.4	1.5
	女性	191	70	98	16	2	5
		100.0	36.6	51.3	8.4	1.0	2.6
年齢	20～39歳	42	9	22	7	4	0
		100.0	21.4	52.4	16.7	9.5	0.0
	40～64歳	85	23	48	10	2	2
		100.0	27.1	56.5	11.8	2.4	2.4
	65～74歳	113	41	59	11	2	0
	100.0	36.3	52.2	9.7	1.8	0.0	
	75歳以上	84	41	32	5	1	5
		100.0	48.8	38.1	6.0	1.2	6.0
小学校区	多賀小学校区	242	88	117	25	7	5
		100.0	36.4	48.3	10.3	2.9	2.1
	大滝小学校区	62	23	32	3	2	2
		100.0	37.1	51.6	4.8	3.2	3.2

問8-1 関心のある福祉の分野 (MA)

○問8で「とても関心がある」と「やや関心がある」を選択した方限定

○「高齢者に関する福祉」が86.2%で最も高く、次いで「子どもに関する福祉」が30.9%、「障がいのある人に関する福祉」が28.4%の順となっています。

○年齢別にみると、「子どもに関する福祉」については、年齢が低いほど割合が高くなっており、「75歳以上」の11.0%に対し、「20～39歳」では80.6%と高くなっています。



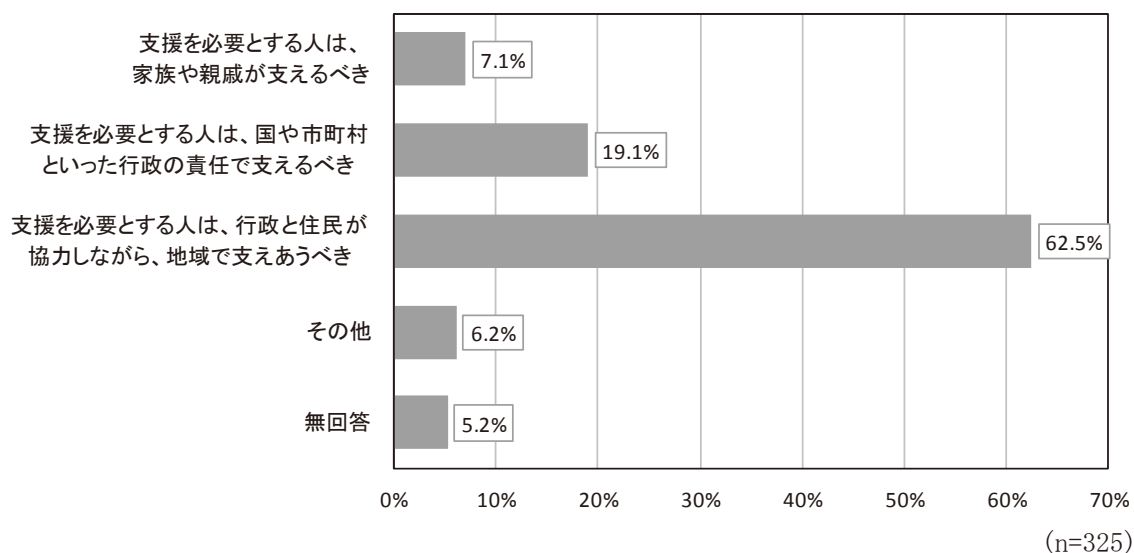
(n=275)

		合計	問8-1. 関心のある福祉の分野					無回答
			子どもに関する福祉	高齢者に関する福祉	障がいのある人に関する福祉	経済的に困っている人に関する福祉	その他	
全体		275 100.0	85 30.9	237 86.2	78 28.4	58 21.1	4 1.5	2 0.7
性別	男性	105 100.0	29 27.6	87 82.9	31 29.5	25 23.8	2 1.9	0 0.0
	女性	168 100.0	56 33.3	148 88.1	46 27.4	33 19.6	2 1.2	2 1.2
年齢	20～39歳	31 100.0	25 80.6	19 61.3	10 32.3	8 25.8	0 0.0	0 0.0
	40～64歳	71 100.0	27 38.0	64 90.1	23 32.4	17 23.9	2 2.8	0 0.0
	65～74歳	100 100.0	25 25.0	89 89.0	27 27.0	19 19.0	0 0.0	1 1.0
	75歳以上	73 100.0	8 11.0	65 89.0	18 24.7	14 19.2	2 2.7	1 1.4
小学校区	多賀小学校区	205 100.0	61 29.8	177 86.3	57 27.8	42 20.5	4 2.0	1 0.5
	大滝小学校区	55 100.0	18 32.7	46 83.6	17 30.9	13 23.6	0 0.0	1 1.8

問9 支援を必要とする人の支え方について（SA）

○「支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が62.5%で最も高くなっています。

○性別・年齢別・小学校区別にみても、特に大きな差異はみられません。

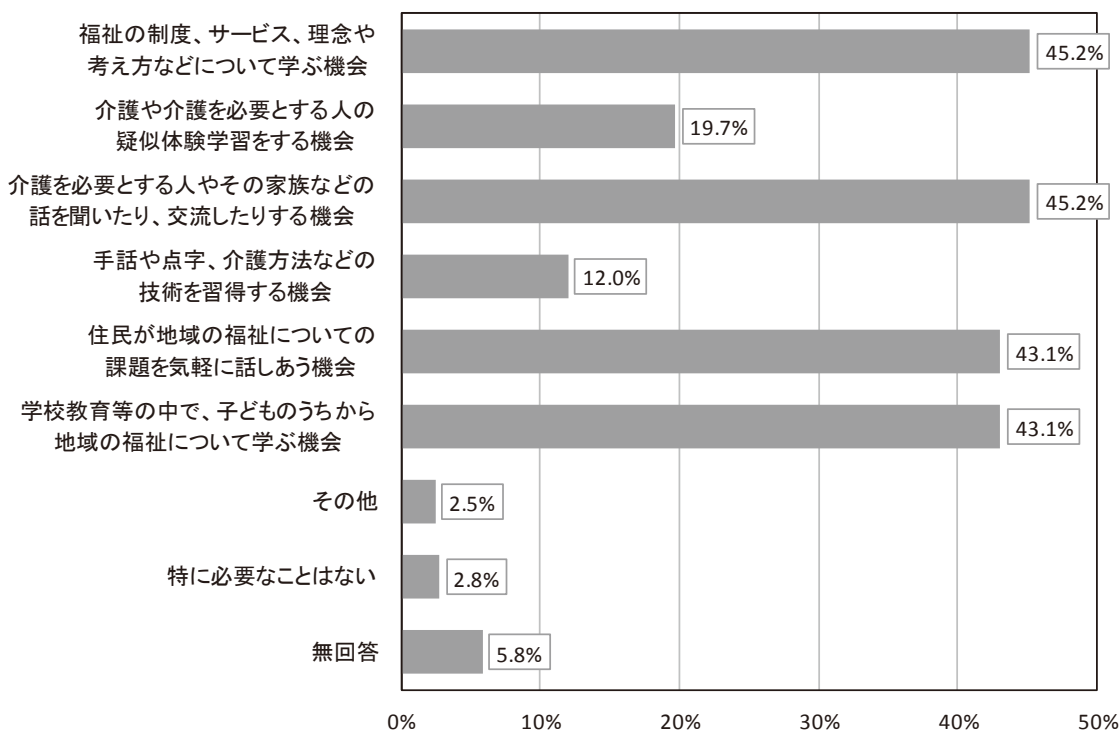


		合計	問9. 支援を必要とする人の支え方について				
			支援を必要とする人は、家族や親戚が支えるべき	支援を必要とする人は、国や市町村といった行政の責任で支えるべき	支援を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき	その他	無回答
全体		325 100.0	23 7.1	62 19.1	203 62.5	20 6.2	17 5.2
性別	男性	130 100.0	14 10.8	29 22.3	75 57.7	5 3.8	7 5.4
	女性	191 100.0	9 4.7	32 16.8	126 66.0	15 7.9	9 4.7
年齢	20～39歳	42 100.0	3 7.1	11 26.2	25 59.5	2 4.8	1 2.4
	40～64歳	85 100.0	7 8.2	17 20.0	55 64.7	3 3.5	3 3.5
	65～74歳	113 100.0	8 7.1	15 13.3	74 65.5	10 8.8	6 5.3
	75歳以上	84 100.0	5 6.0	19 22.6	49 58.3	5 6.0	6 7.1
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	15 6.2	41 16.9	161 66.5	12 5.0	13 5.4
	大滝小学校区	62 100.0	8 12.9	15 24.2	30 48.4	7 11.3	2 3.2

問10 福祉の理解を深めるために必要な機会（MA）

○「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会」「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりする機会」がそれぞれ45.2%、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」がそれぞれ43.1%となっています。

○年齢別でみると、“20～64歳”では「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」、「65歳以上」では「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

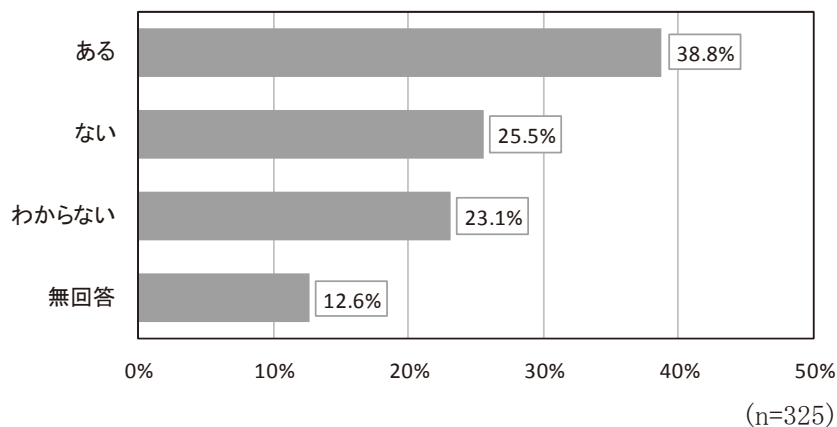


(n=325)

		合計	問10. 福祉の理解を深めるために必要な機会								
			福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶ機会	介護を必要とする人の疑似体験学習をする機会	介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりする機会	手話や点字、介護方法などの技術を習得する機会	住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会	学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会	その他	特に必要なことはない	無回答
全体		325	147	64	147	39	140	140	8	9	19
		100.0	45.2	19.7	45.2	12.0	43.1	43.1	2.5	2.8	5.8
性別	男性	130	60	26	53	10	63	52	3	7	6
		100.0	46.2	20.0	40.8	7.7	48.5	40.0	2.3	5.4	4.6
女性		191	86	37	93	28	77	88	5	2	11
		100.0	45.0	19.4	48.7	14.7	40.3	46.1	2.6	1.0	5.8
年齢	20～39歳	42	24	9	11	10	12	26	3	1	2
		100.0	57.1	21.4	26.2	23.8	28.6	61.9	7.1	2.4	4.8
	40～64歳	85	35	16	38	11	29	41	0	2	4
		100.0	41.2	18.8	44.7	12.9	34.1	48.2	0.0	2.4	4.7
	65～74歳	113	55	19	56	12	57	47	3	3	4
	100.0	48.7	16.8	49.6	10.6	50.4	41.6	2.7	2.7	3.5	
75歳以上		84	33	20	42	6	42	26	2	3	8
		100.0	39.3	23.8	50.0	7.1	50.0	31.0	2.4	3.6	9.5
小学校区	多賀小学校区	242	116	49	116	24	111	111	6	5	9
		100.0	47.9	20.2	47.9	9.9	45.9	45.9	2.5	2.1	3.7
大滝小学校区		62	25	9	25	12	25	22	1	3	6
		100.0	40.3	14.5	40.3	19.4	40.3	35.5	1.6	4.8	9.7

問 12 近所・地域の人に助けられた・支えられた経験（S A）

○「ある」が38.8%、「ない」が25.5%、「わからない」が23.1%となっています。
 ○年齢別でみると、“20～39歳”で「わからない」の割合が最も高くなっています。



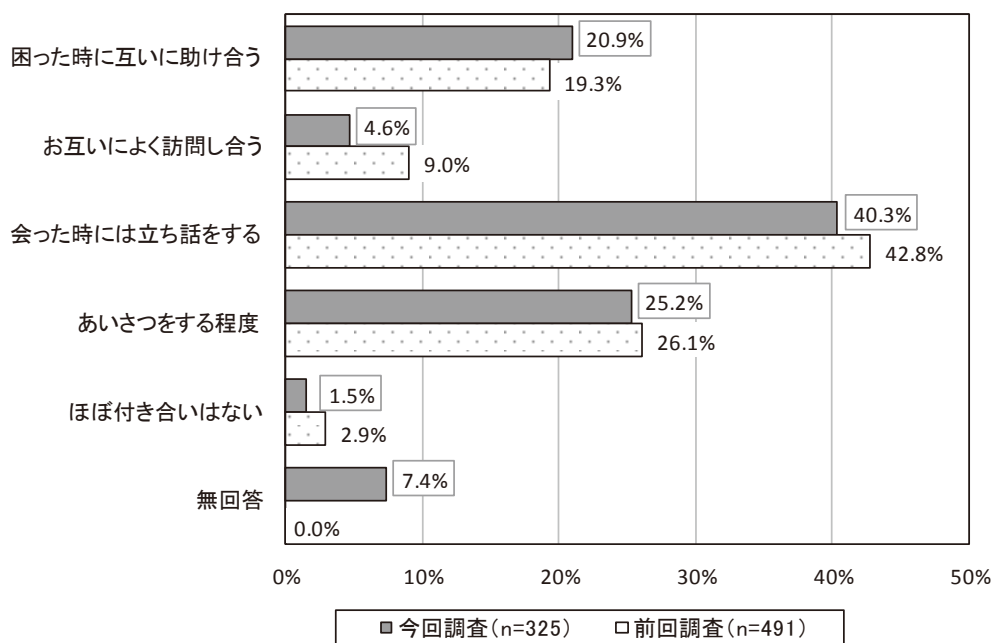
		合計	問12. 近所・地域の人に助けられた・支えられた経験			
			ある	ない	わからない	無回答
全体		325 100.0	126 38.8	83 25.5	75 23.1	41 12.6
性別	男性	130 100.0	49 37.7	42 32.3	27 20.8	12 9.2
	女性	191 100.0	75 39.3	40 20.9	47 24.6	29 15.2
年齢	20～39歳	42 100.0	12 28.6	12 28.6	18 42.9	0 0.0
	40～64歳	85 100.0	36 42.4	18 21.2	23 27.1	8 9.4
	65～74歳	113 100.0	41 36.3	34 30.1	21 18.6	17 15.0
	75歳以上	84 100.0	36 42.9	19 22.6	13 15.5	16 19.0
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	100 41.3	68 28.1	47 19.4	27 11.2
	大滝小学校区	62 100.0	20 32.3	13 21.0	20 32.3	9 14.5

問 13 近所の人との付き合いの程度（S A）

○「会った時には立ち話をする」が40.3%で最も高く、次いで「あいさつをする程度」が25.2%となっています。

○年齢別でみると、年齢が低くなるほど「あいさつをする程度」の割合が高くなっており、“75歳以上”の14.3%に対して、“20～39歳”は54.8%となっています。一方で、「困った時に互いに助け合う」は年齢が低くなるほど割合が低くなっています。

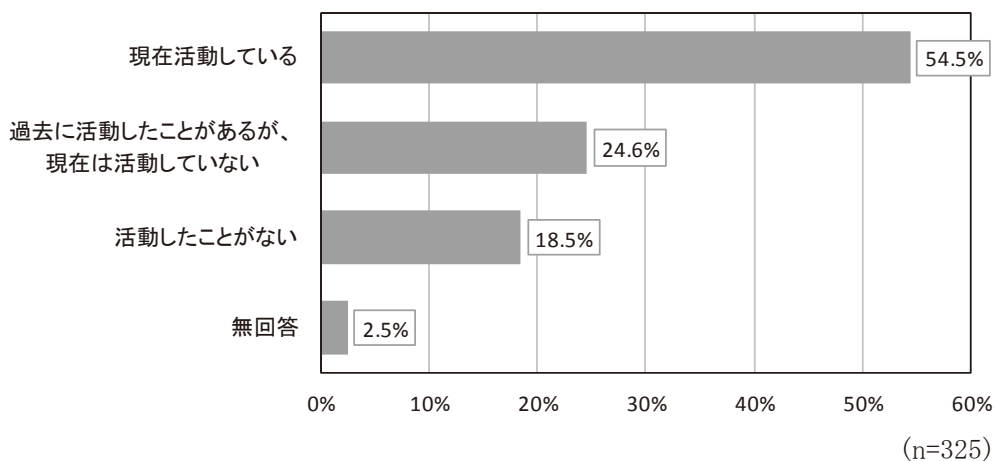
○前回調査と比較すると、「困った時に互いに助け合う」の割合が増加している一方で、他の選択肢は割合が減少しています。



		合計	問13. 近所の人との付き合いの程度					無回答
			困った時に互いに助け合う	お互いによく訪問し合う	会った時には立ち話をする	あいさつをする程度	ほぼ付き合いはない	
全体		325 100.0	68 20.9	15 4.6	131 40.3	82 25.2	5 1.5	24 7.4
性別	男性	130 100.0	29 22.3	5 3.8	50 38.5	39 30.0	0 0.0	7 5.4
	女性	191 100.0	38 19.9	9 4.7	80 41.9	42 22.0	5 2.6	17 8.9
年齢	20～39歳	42 100.0	1 2.4	1 2.4	15 35.7	23 54.8	1 2.4	1 2.4
	40～64歳	85 100.0	12 14.1	3 3.5	33 38.8	30 35.3	1 1.2	6 7.1
	65～74歳	113 100.0	31 27.4	5 4.4	49 43.4	17 15.0	1 0.9	10 8.8
	75歳以上	84 100.0	23 27.4	6 7.1	34 40.5	12 14.3	2 2.4	7 8.3
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	49 20.2	11 4.5	96 39.7	63 26.0	4 1.7	19 7.9
	大滝小学校区	62 100.0	18 29.0	3 4.8	26 41.9	11 17.7	0 0.0	4 6.5

問 15 地域活動の参加状況 (SA)

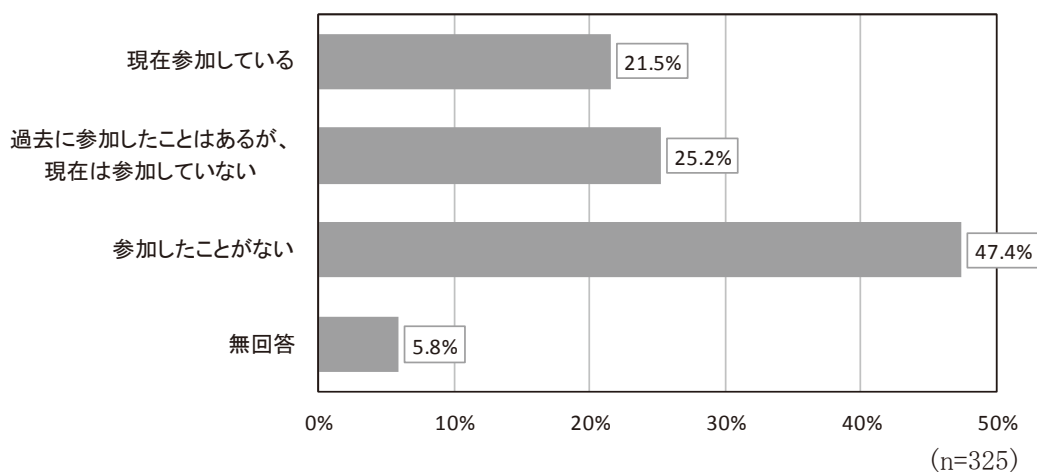
- 「現在活動している」が 54.5%で最も高く、次いで「過去に活動したことはあるが、現在は活動していない」が 24.6%、「活動したことがない」が 18.5%の順となっています。
- 年齢別で見ると、「活動したことがない」の割合は“40 歳以上”では 1～2 割であるのに対し、“20～39 歳”では 5 割を超えています。



		合計	問15. 地域活動の参加状況			
			現在活動している	過去に活動したことがあるが、現在は活動していない	活動したことがない	無回答
全体		325 100.0	177 54.5	80 24.6	60 18.5	8 2.5
性別	男性	130 100.0	78 60.0	28 21.5	22 16.9	2 1.5
	女性	191 100.0	99 51.8	49 25.7	37 19.4	6 3.1
年齢	20～39歳	42 100.0	15 35.7	5 11.9	22 52.4	0 0.0
	40～64歳	85 100.0	48 56.5	20 23.5	16 18.8	1 1.2
	65～74歳	113 100.0	73 64.6	25 22.1	13 11.5	2 1.8
	75歳以上	84 100.0	41 48.8	29 34.5	9 10.7	5 6.0
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	136 56.2	57 23.6	44 18.2	5 2.1
	大滝小学校区	62 100.0	36 58.1	13 21.0	11 17.7	2 3.2

問 16 ボランティア活動の参加状況（S A）

- 「参加したことがない」が 47.4%で最も高く、次いで「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が 25.2%、「現在参加している」が 21.5%となっています。
- 年齢別でみると、年齢が低いほど「参加したことがない」の割合が高くなっており、“75 歳以上”の 33.3%に対して“20～39 歳”では 78.6%となっています。

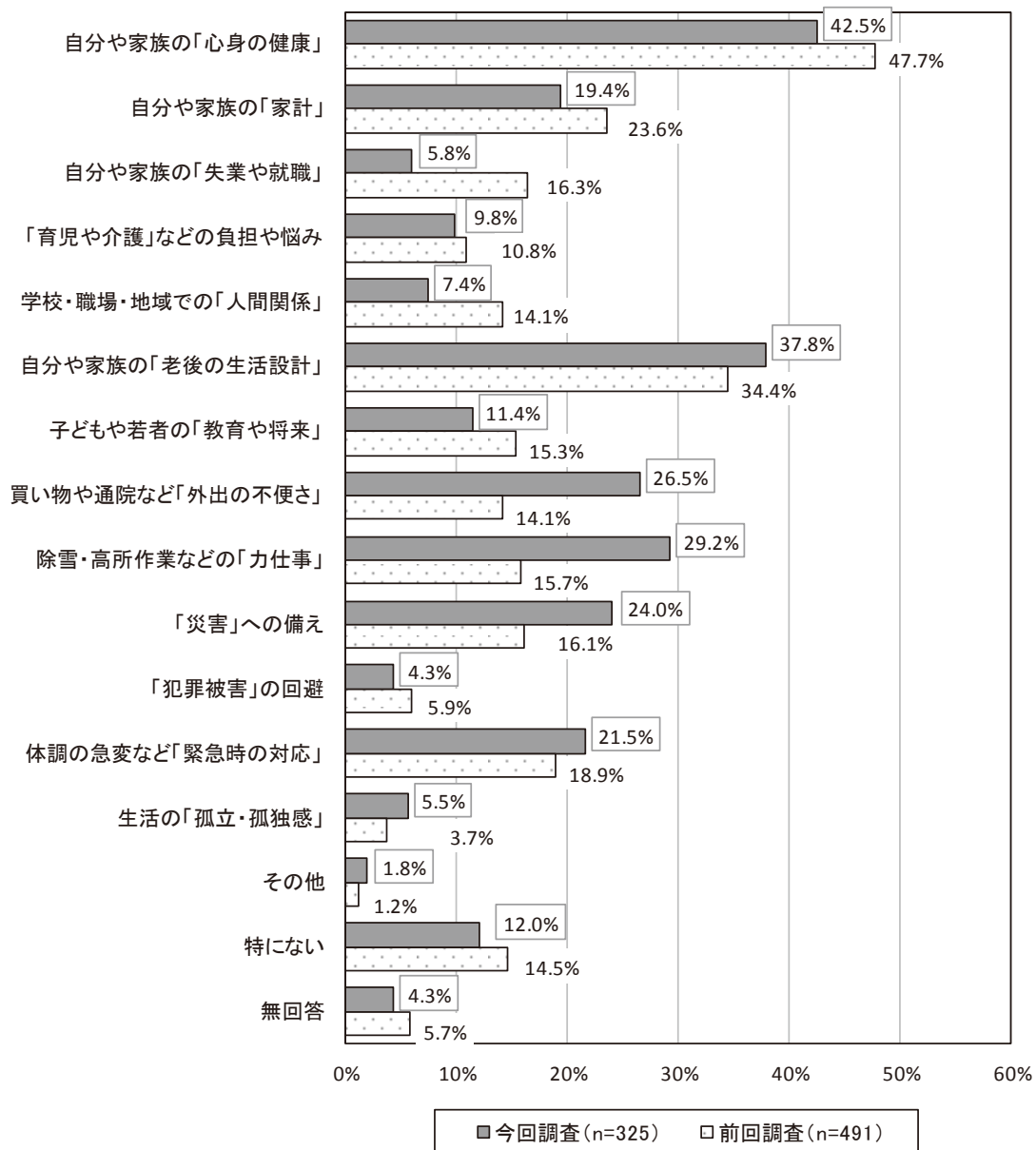


		合計	問16. ボランティア活動の参加状況			
			現在参加している	過去に参加したことはあるが、現在は参加していない	参加したことがない	無回答
全体		325 100.0	70 21.5	82 25.2	154 47.4	19 5.8
性別	男性	130 100.0	25 19.2	35 26.9	68 52.3	2 1.5
	女性	191 100.0	45 23.6	47 24.6	83 43.5	16 8.4
年齢	20～39歳	42 100.0	0 0.0	8 19.0	33 78.6	1 2.4
	40～64歳	85 100.0	21 24.7	18 21.2	44 51.8	2 2.4
	65～74歳	113 100.0	33 29.2	27 23.9	49 43.4	4 3.5
	75歳以上	84 100.0	16 19.0	29 34.5	28 33.3	11 13.1
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	49 20.2	63 26.0	117 48.3	13 5.4
	大滝小学校区	62 100.0	16 25.8	14 22.6	27 43.5	5 8.1

問 19 日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていること (MA)

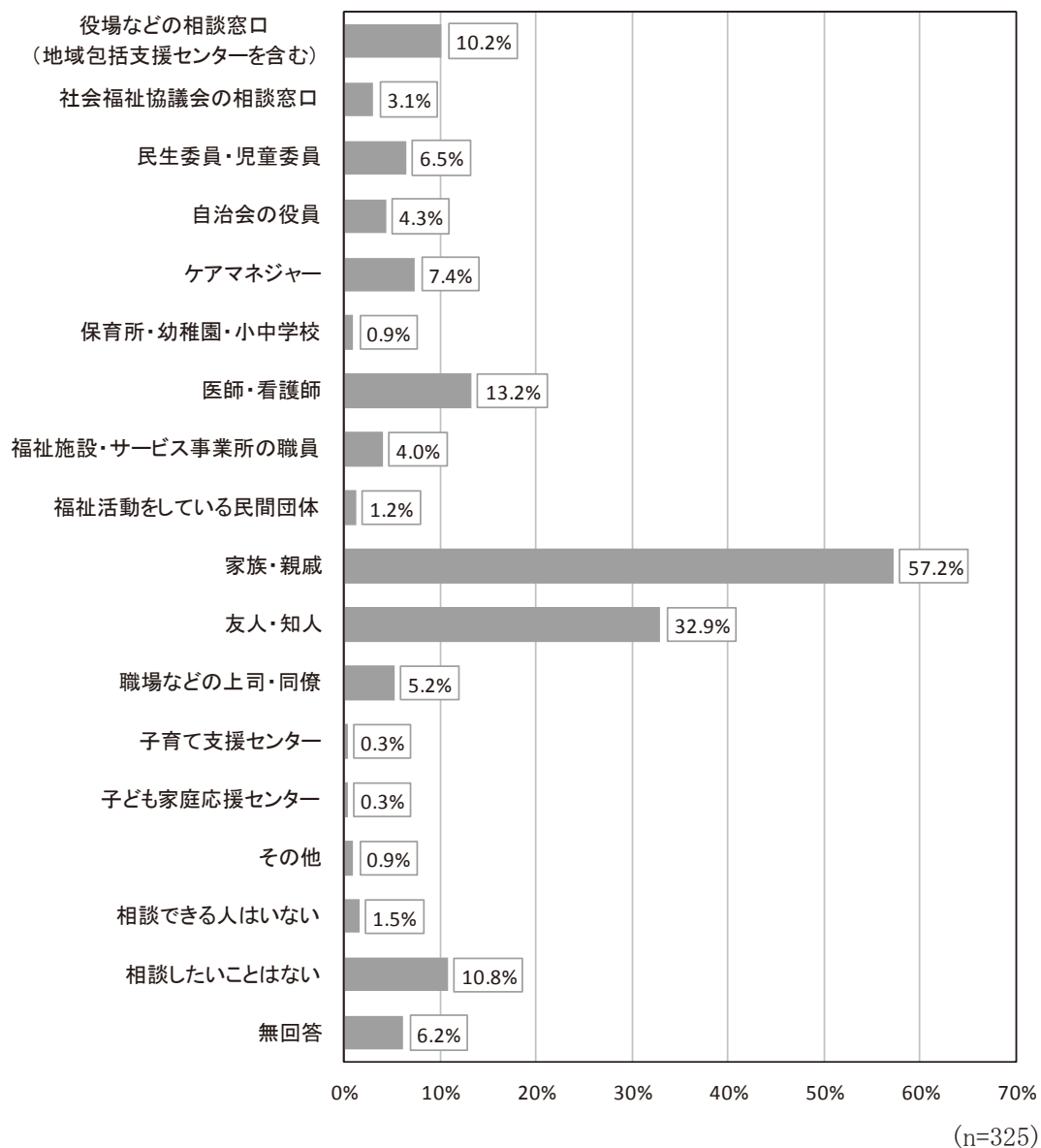
○「自分や家族の「心身の健康」」が42.5%で最も高く、次いで「自分や家族の「老後の生活設計」」が37.8%となっています。

○前回調査と比較すると、「買い物や通院など「外出の不便さ」」「除雪・高所作業などの「力仕事」」「「災害」への備え」の割合が、他の選択肢と比べ大きく増加しています。



問 20 困った時の相談相手 (MA)

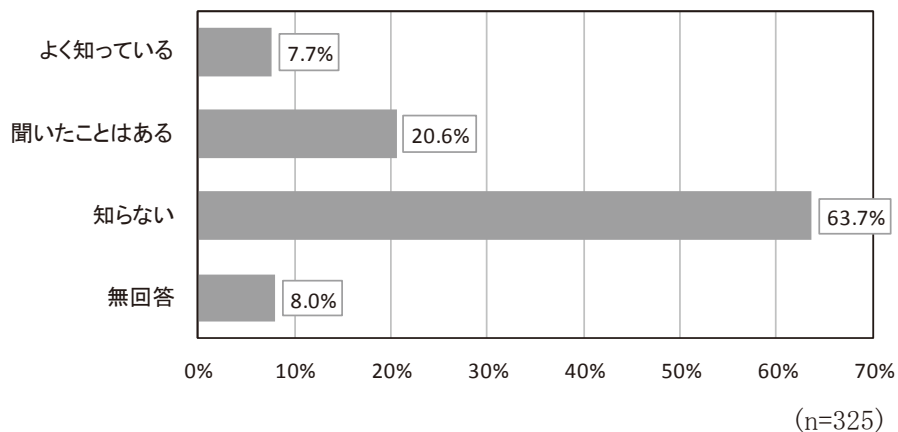
- 「家族・親戚」が57.2%で最も高く、次いで「友人・知人」が32.9%となっています。
- 「役場などの相談窓口（地域包括支援センターを含む）」は、「家族・親戚」「友人・知人」を除くと、「医師・看護師」に次いで割合が高くなっています。



問 21 地域で生活課題を抱えている人を知っているか（S A）

○「知らない」が63.7%、「聞いたことはある」が20.6%、「よく知っている」が7.7%となっています。

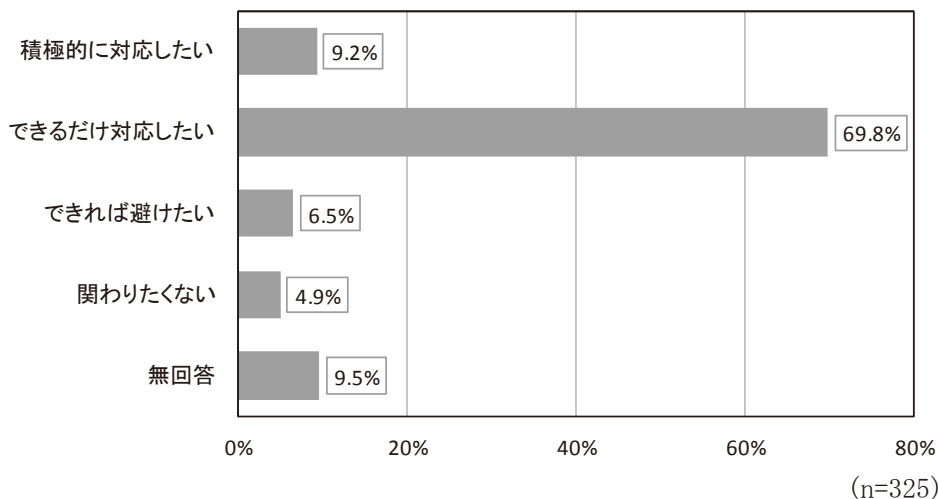
○年齢別でみると、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。



		合計	問21. 地域で生活上の課題を抱えている人の認知状況			
			よく知っている	聞いたことはある	知らない	無回答
全体		325 100.0	25 7.7	67 20.6	207 63.7	26 8.0
性別	男性	130 100.0	12 9.2	31 23.8	80 61.5	7 5.4
	女性	191 100.0	12 6.3	36 18.8	124 64.9	19 9.9
年齢	20～39歳	42 100.0	2 4.8	4 9.5	35 83.3	1 2.4
	40～64歳	85 100.0	7 8.2	13 15.3	60 70.6	5 5.9
	65～74歳	113 100.0	11 9.7	34 30.1	62 54.9	6 5.3
	75歳以上	84 100.0	5 6.0	16 19.0	49 58.3	14 16.7
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	14 5.8	52 21.5	157 64.9	19 7.9
	大滝小学校区	62 100.0	7 11.3	12 19.4	39 62.9	4 6.5

問 22 助けを求められた時の対応について (S A)

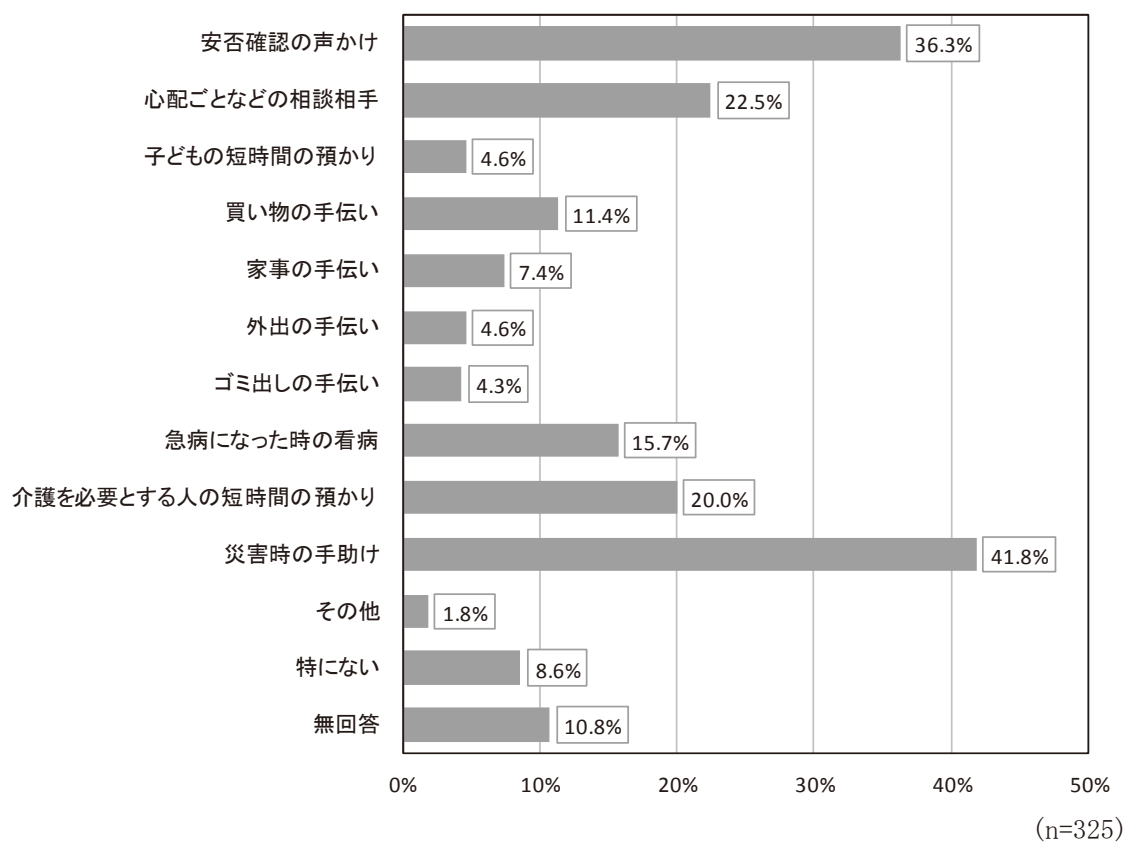
- 「積極的に対応したい」と「できるだけ対応したい」を合わせた『対応したい』が79.0%、「できれば避けたい」と「関わりたくない」を合わせた『関わりたくない』が11.4%となっています。
- 性別、年齢別、小学校区別でも、特に大きな違いはみられません。



		合計	問22. 助けを求められたときの対応について				
			積極的に 対応した い	できるだ け対応し たい	できれば 避けたい	関わりた くない	無回答
全体		325 100.0	30 9.2	227 69.8	21 6.5	16 4.9	31 9.5
性別	男性	130 100.0	13 10.0	93 71.5	8 6.2	8 6.2	8 6.2
	女性	191 100.0	15 7.9	133 69.6	13 6.8	8 4.2	22 11.5
年齢	20～39歳	42 100.0	5 11.9	33 78.6	1 2.4	2 4.8	1 2.4
	40～64歳	85 100.0	5 5.9	68 80.0	6 7.1	2 2.4	4 4.7
	65～74歳	113 100.0	15 13.3	78 69.0	6 5.3	7 6.2	7 6.2
	75歳以上	84 100.0	5 6.0	47 56.0	8 9.5	5 6.0	19 22.6
小学校区	多賀小学校区	242 100.0	22 9.1	174 71.9	15 6.2	11 4.5	20 8.3
	大滝小学校区	62 100.0	6 9.7	41 66.1	4 6.5	4 6.5	7 11.3

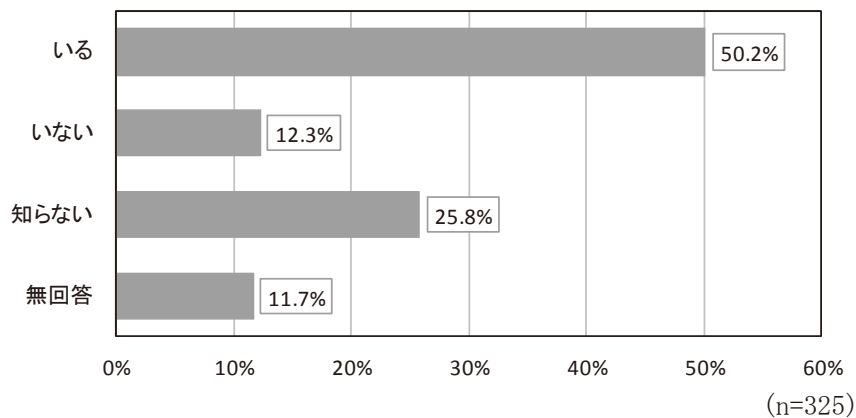
問 23 助けが必要なときにほしい地域の支援（MA）

○「災害時の手助け」が 41.8%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が 36.3%となっています。



問 25 地域で災害発生時に気になる人の有無（SA）

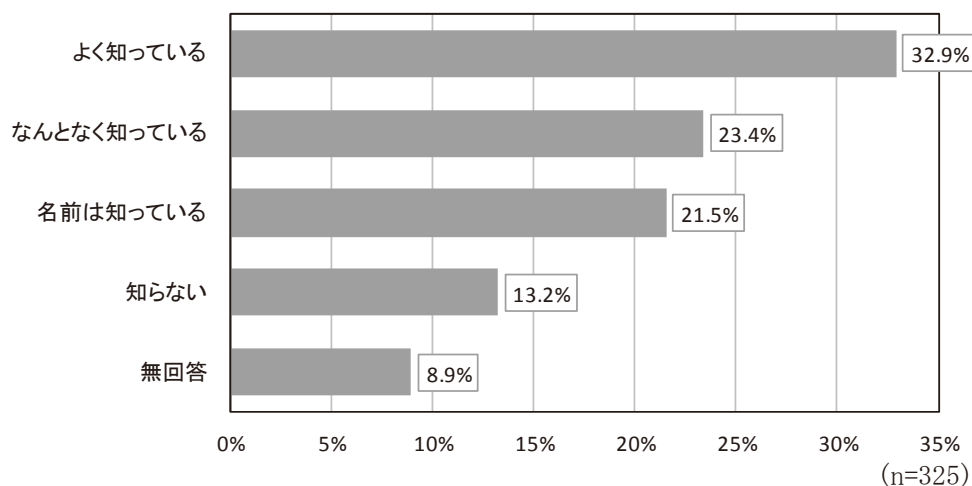
○「いる」が50.2%、「いない」が12.3%、「知らない」が25.8%となっています。
 ○年齢別でみると、“20～39歳”では「いる」と並んで「知らない」の割合が最も高くなっています。



		合計	問25. 地域で災害発生時に気になる人の有無			
			いる	いない	知らない	無回答
全体		325	163	40	84	38
		100.0	50.2	12.3	25.8	11.7
性別	男性	130	69	18	35	8
		100.0	53.1	13.8	26.9	6.2
	女性	191	92	21	49	29
		100.0	48.2	11.0	25.7	15.2
年齢	20～39歳	42	17	7	17	1
		100.0	40.5	16.7	40.5	2.4
	40～64歳	85	47	10	21	7
		100.0	55.3	11.8	24.7	8.2
	65～74歳	113	65	11	28	9
	100.0	57.5	9.7	24.8	8.0	
	75歳以上	84	34	12	18	20
		100.0	40.5	14.3	21.4	23.8
小学校区	多賀小学校区	242	115	34	68	25
		100.0	47.5	14.0	28.1	10.3
	大滝小学校区	62	38	5	10	9
		100.0	61.3	8.1	16.1	14.5

問 27 多賀町社会福祉協議会（社協）の認知状況（SA）

- 「よく知っている」が32.9%で最も高く、次いで「なんとなく知っている」が23.4%、「名前は知っている」が21.5%、「知らない」が13.2%となっています。
- 年齢別にみると、年齢が高いほど「よく知っている」の割合が高く、年齢が低いほど「知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

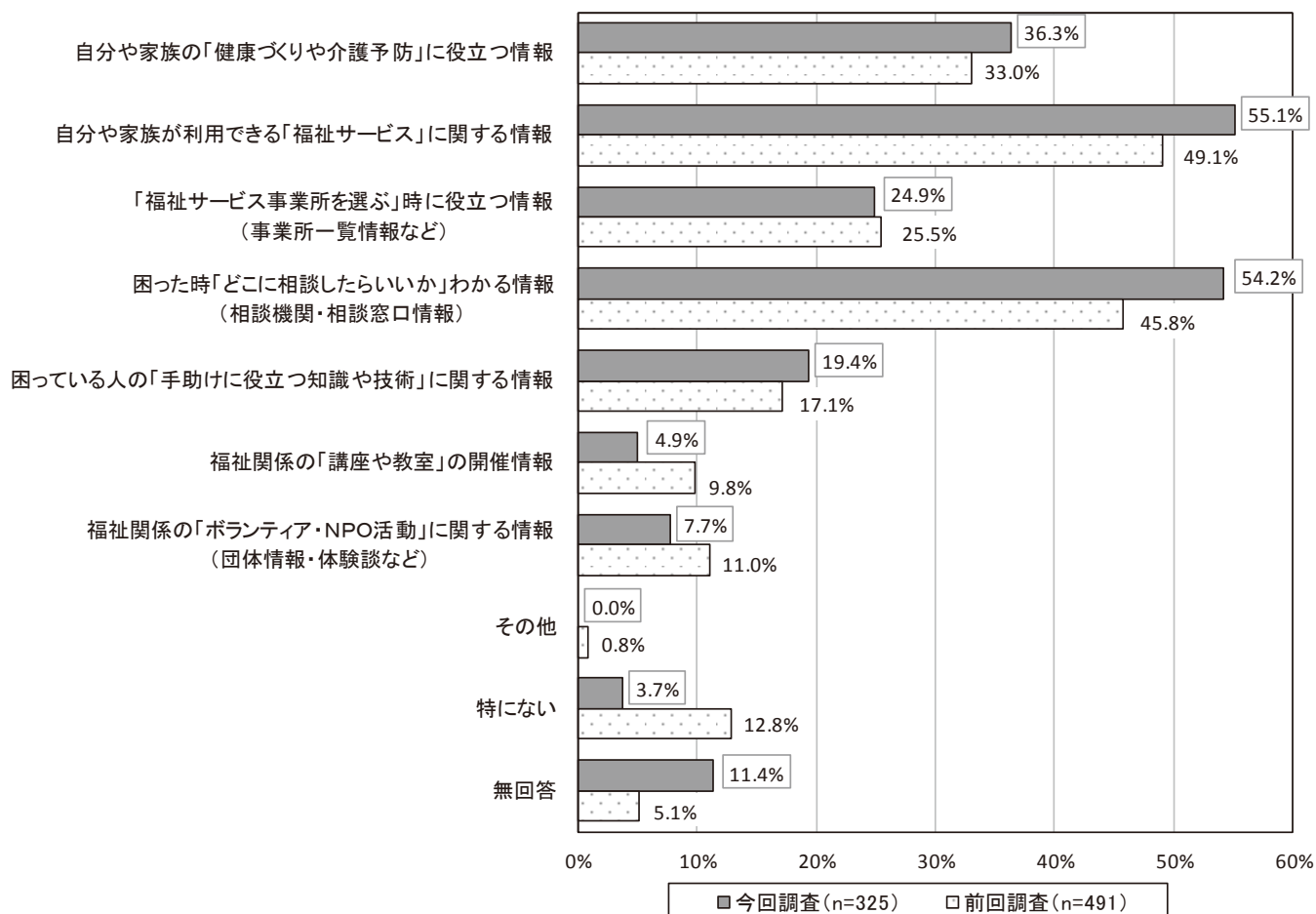


		合計	問27. 多賀町社会福祉協議会（社協）の認知状況				
			よく知っている	なんとなく知っている	名前は知っている	知らない	無回答
全体		325 100.0	107 32.9	76 23.4	70 21.5	43 13.2	29 8.9
性別	男性	130 100.0	47 36.2	29 22.3	19 14.6	23 17.7	12 9.2
	女性	191 100.0	58 30.4	47 24.6	51 26.7	19 9.9	16 8.4
年齢	20～39歳	42 100.0	6 14.3	7 16.7	9 21.4	17 40.5	3 7.1
	40～64歳	85 100.0	21 24.7	23 27.1	20 23.5	18 21.2	3 3.5
	65～74歳	113 100.0	43 38.1	33 29.2	22 19.5	4 3.5	11 9.7
	75歳以上	84 100.0	37 44.0	13 15.5	19 22.6	4 4.8	11 13.1
	小学校区	多賀小学校区	242 100.0	75 31.0	53 21.9	57 23.6	35 14.5
	大滝小学校区	62 100.0	27 43.5	16 25.8	10 16.1	4 6.5	5 8.1

問 31 福祉について知りたい情報（MA）

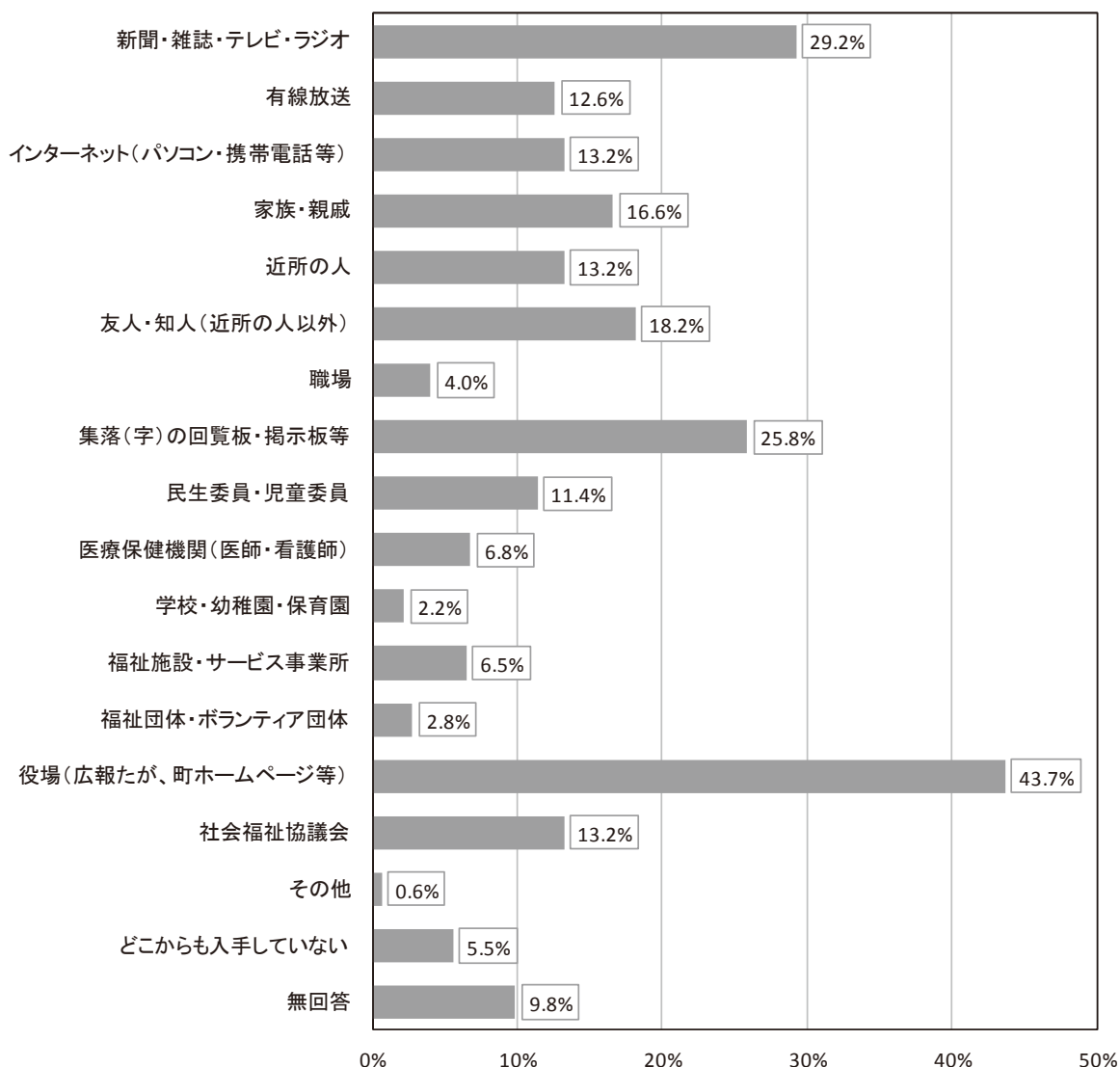
○「自分や家族が利用できる「福祉サービス」に関する情報」が 55.1%で最も高く、次いで「困った時「どこに相談したらいいか」わかる情報（相談機関・相談窓口情報）」が 54.2%となっています。

○前回調査と比較すると、「自分や家族が利用できる「福祉サービス」に関する情報」「困った時「どこに相談したらいいか」わかる情報（相談機関・相談窓口情報）」の割合が大きく増加しています。



問 32 福祉サービスに関する情報の入手先 (MA)

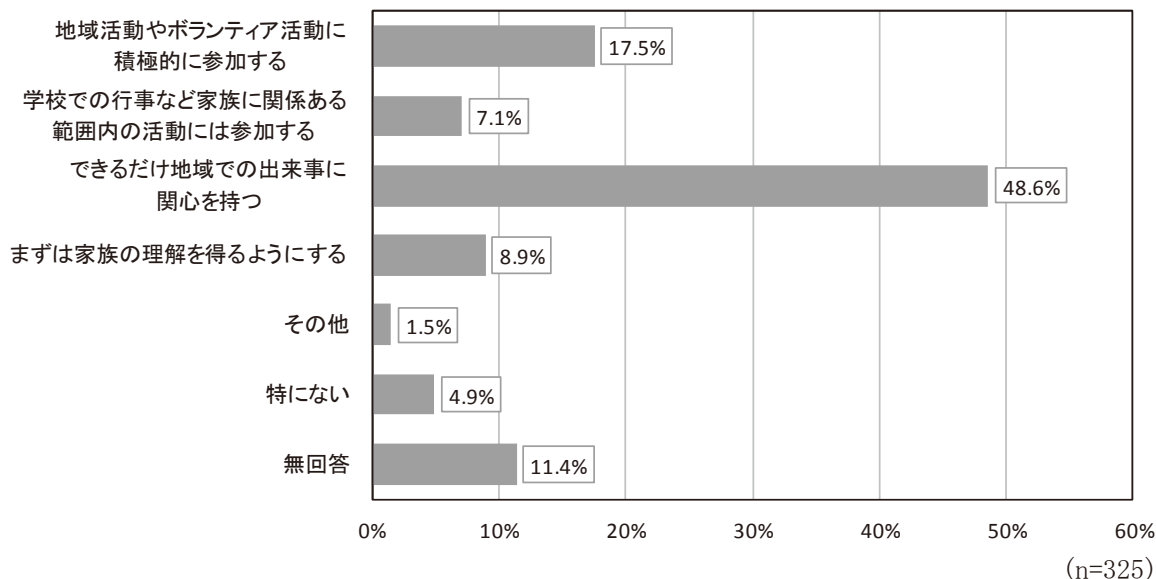
○「役場(広報たが、町ホームページ等)」が43.7%で最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が29.2%、「集落(字)の回覧板・掲示板等」が25.8%の順となっています。



(n=325)

問 35 地域で生活していくために住民のひとりとしてできること（SA）

- 「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 48.6%で最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に積極的に参加する」が 17.5%となっています。
- 年齢別でみると、“20～39 歳”で「学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する」の割合が、他の年齢層に比べ高くなっています。



		合計	問35. 地域で生活していくために住民のひとりとしてできること						
			地域活動やボランティア活動に積極的に参加する	学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する	できるだけ地域での出来事に関心を持つ	まずは家族の理解を得るようにする	その他	特にない	無回答
全体		325	57	23	158	29	5	16	37
		100.0	17.5	7.1	48.6	8.9	1.5	4.9	11.4
性別	男性	130	24	11	64	12	2	6	11
		100.0	18.5	8.5	49.2	9.2	1.5	4.6	8.5
	女性	191	32	12	93	17	3	10	24
		100.0	16.8	6.3	48.7	8.9	1.6	5.2	12.6
年齢	20～39歳	42	3	11	21	1	0	3	3
		100.0	7.1	26.2	50.0	2.4	0.0	7.1	7.1
	40～64歳	85	13	8	46	8	1	3	6
		100.0	15.3	9.4	54.1	9.4	1.2	3.5	7.1
	65～74歳	113	28	4	51	10	2	4	14
		100.0	24.8	3.5	45.1	8.8	1.8	3.5	12.4
	75歳以上	84	13	0	39	10	2	6	14
		100.0	15.5	0.0	46.4	11.9	2.4	7.1	16.7
小学校区	多賀小学校区	242	40	19	126	18	3	10	26
		100.0	16.5	7.9	52.1	7.4	1.2	4.1	10.7
	大滝小学校区	62	15	4	22	8	2	4	7
	100.0	24.2	6.5	35.5	12.9	3.2	6.5	11.3	

第2期多賀町地域福祉計画

みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち

平成 31 年 3 月発行

発行／多賀町

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

TEL 0749-48-8111 (代)

HP <http://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143



多賀町